七ヶ宿町公共施設等総合管理計画

平成29年3月

七ヶ宿町

目 次

[a ∪ α)	
1. 目的1	
2. 計画の位置づけ1	
3. 計画の対象範囲	
(1)対象範囲 2	
(2)施設の単位 2	
(3)作成にあたっての情報収集方法2	
(4)対象数 2	
4. 計画期間	
第1章 人口等の現況と将来の見通し4	
1. 七ヶ宿町の概要4	
2. 人口の推移と今後の見通し4	
(1)人口の推移 4	
(2)将来人口の推計 6	
3. 歳入歳出の推移と財源の見込み8	
(1)歳入の状況	
(2)歳出の状況 9	
(3)財政指標の状況10	
第2章 公共施設等の現状12	
1. 建築系公共施設の現状12	
(1)公共施設等の保有状況 12	
(2) 一人当たりの公共施設の延床面積15	
2. 建築、整備年代別の状況18	
(1) 建築系公共施設 (ハコモノ) の状況	
(2)経過年数の状況	
(3) 土木系公共施設 (インフラ) の状況	
(4) 耐震改修の現況	
第3章 公共施設の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等29	
1. 公共施設の維持管理・更新等に係る費用算定29	
(1) 大規模改修コストの考え方29	
(2) 建替えコストの考え方31	
(3) 大規模改修にかかる将来費用の総額33	
(4) 抽抹了一儿,不烦于弗田克必姓	
(4) 建替えにかかる将来費用の総額35	
(4) 建督えにかかる将来資用の総額	

2.インフラ資産の維持管理・更新等に係る費用算定	40
(1)インフラ資産の更新の考え方	40
(2)インフラ資産の投資的経費・維持補修費の見通し	43
(3)インフラ資産の改修・更新にかかる将来費用の内訳	48
3. 公共施設及びインフラ資産の改修・更新にかかる将来費用の総額	49
第4章 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	50
1. 上位・関連計画	50
(1)第5次七ヶ宿町長期総合計画(平成22年度~平成31年度)	50
(2)第5次七ヶ宿町長期総合計画 附属資料 主な施策	51
(3)七ヶ宿町 橋梁長寿命化修繕計画	52
(4)七ヶ宿町簡易水道経営健全化計画(計画期間:平成 19 年度から平成 23 年度)	53
(5)七ヶ宿町特定環境保全公共下水道事業健全化計画	53
(6)七ヶ宿町の公共建築物における木材利用の促進に関する方針	54
(7)七ヶ宿町地域防災計画(平成 28 年 6 月)	55
(8) 七ヶ宿町人口ビジョン (平成 27 年 9 月) (対象期間:平成 72 年(2060 年)まで	で) 57
(9) 七ヶ宿町ふるさと創生総合戦略(平成 27 年 12 月)	58
2.施設の将来利用における基本的な方向	60
(1)現状や課題に関する基本認識	60
(2)公共施設等の管理に関する基本的な考え方	61
3. 公共施設等の管理に関する方針	63
(1)点検・診断等の実施方針	63
(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針	64
(3)安全確保の実施方針	64
(4)耐震化の実施方針	64
(5)長寿命化の実施方針	65
(6)統合や廃止の推進方針	65
第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	66
1. 施設類型ごとの管理に関する方針	66
2. 公共施設の投資的経費削減の試算	71
第6章 計画の推進体制	72
1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	
(1)全庁的な取組体制の構築	72
(2)情報管理・共有	72
2. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	72
(1) 町民との情報共有と協働体制の構築	
(2) 職員の技術力確保、意識向上	72
(3)民間活力の活用体制の構築	72
3. フォローアップの実施方針	73

はじめに

1. 目的

近年、人口の減少や少子高齢化の進行などにより社会構造や住民のニーズが大きく変化していることに加え、高度経済成長期に整備されてきた公共施設は、老朽化・耐震性不足に伴う施設の改修や更新という大きな変革時期が到来しようとしています。

本町においても、少子高齢化等の進行による町の構造変化と、地方税の減少を背景に、 老朽化した公共施設の維持管理費用の増加及びそれらの長寿命化が課題となっています。

このような状況の中、平成26年4月、総務省は全国の地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画の策定」を要請しています。

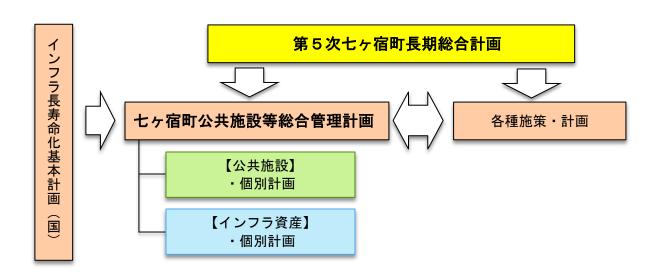
これまで本町は「七ヶ宿町橋梁長寿命化修繕計画」等を策定し、町が管理するインフラ施設の計画的な改修や長寿命化のための修繕に取り組んできました。

本計画は、町が保有、管理する公共施設の調査分析や、中長期的なメンテナンスサイクルの構築、トータルコストの縮減と予算の平準化、施設の再配置や統廃合、施設の複合化及び施設の有効活用、民間活力の活用、管理経費の削減など公共施設の再生・適正化を図ることを目的とします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国の「インフラ長寿命化計画」などを踏まえて策定するものであり、今後の 各施設の個別計画の指針となるものです。

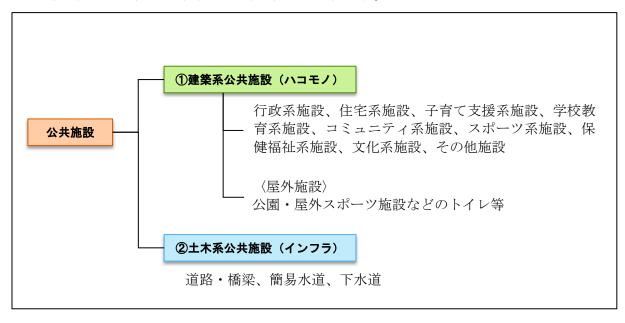
また、「第5次七ヶ宿町長期総合計画」のもと、各種の政策、計画等と整合を図りながら、公共施設等の役割や機能を踏まえた横断的な内容とします。



3. 計画の対象範囲

(1)対象範囲

本計画の対象施設は、七ヶ宿町が保有・管理する公共施設のうち、以下のような建築系公共施設(ハコモノ)と土木系公共施設(インフラ)です。



(2)施設の単位

公共施設の分類・整理は、一つの施設で、棟別に数棟に区分される場合があります。 (例えば、○○小学校の校舎、体育館など)

施設の集計単位は、施設ごとの棟別として、調査並びに情報内容を整理しました。

(3)作成にあたっての情報収集方法

各課へのヒアリング調査(資料に加えて利用者数、改修の履歴等)の回答結果に基づき、 情報の収集整理を行いました。

(4) 対象数

●建築系公共施設

· 建物総数: 233 棟 (103 施設)

●土木系公共施設

·道路延長: 108,682m

• 橋梁 : 58 橋、1,966m

・簡易水道: 管路延長 59,879m ・下水道: 管路延長 37,440m

4. 計画期間

本計画の期間は、平成 29 年度(2017 年度)~平成 38 年度(2026 年度)までの 10 年間 とします。

また、公共施設の寿命は、数十年に及び中長期的な視点が不可欠であることから、将来の公共施設の更新等に必要な経費の見通しは、平成29年度(2017年度)から平成68年度(2056年度)までの40年間として将来推計を行っています。

※施設(建物)並びにインフラの調査は平成28年3月を基準として調査しました。

なお、本計画は、財政状況や制度変更、社会情勢の変化などを踏まえて必要に応じ適宜 見直しを行います。

第1章 人口等の現況と将来の見通し

1. 七ヶ宿町の概要

七ヶ宿町は、面積が 263 kmであり、蔵王連峰の南麓、宮城県の最南西部に位置し、福島・山形の両県と境界を接し、奥羽山脈の東南斜面の一帯を占め、周囲 91km におよぶ自然環境に恵まれた町です。町のほぼ中央を東西に白石川が流れ、これに沿うように集落が形成されています。地域の大部分が山林原野であり、自然環境が豊かな町です。

町の基幹産業は稲作と畜産、林業があり、平成3年10月には「七ヶ宿ダム」が完成し、 仙台市を含む宮城県民183万人の水がめを擁する水源の町でもあります。



2. 人口の推移と今後の見通し

(1)人口の推移

本町の人口・世帯数の状況は昭和55年以降、年々減少傾向にあり、平成27年の人口は1,461人、世帯数564世帯で、1世帯あたり人員は2.59人と宮城県の平均世帯人員(2.60人)と概ね同じ値を示しています。

表 1.2.1 及び図 1.2.1 に人口・世帯数の推移を示します。

人口の調査項目	資料
人口・世帯数 (町)	
階層別人口(5歳階級)	○昭和 55 年~平成 27 年国勢調査

表 1.2.1 人口・世帯数の推移

年 度	人口(人)	世帯数 (世帯)	1 世帯あたり 人員(人)
昭和 55 (1980) 年	2, 926	850	3. 44
昭和60 (1985) 年	2, 543	698	3. 64
平成 2 (1990) 年	2, 208	666	3. 32
平成 7 (1995) 年	2, 174	681	3. 19
平成 12 (2000) 年	2,034	654	3. 11
平成 17 (2005) 年	1,871	644	2. 91
平成 22 (2010) 年	1,694	619	2.74
平成 27 (2015) 年	1, 461	564	2. 59

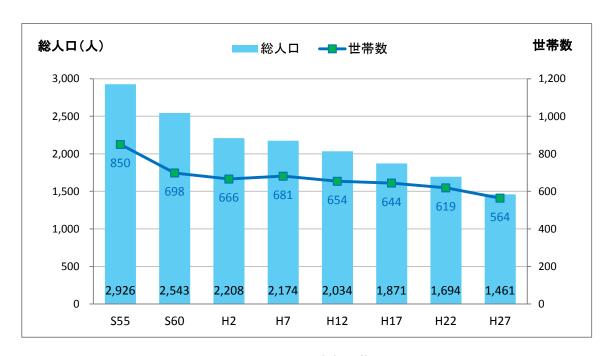


図 1.2.1 人口・世帯数の推移

(2) 将来人口の推計

「七ヶ宿町人口ビジョン」(平成 27 年 9 月) における人口推計値(年齢 3 階層別人口) によると、本町の平成 52 年の目標人口は 1,062 人となっており、平成 27 年と比較すると 約 27%減少すると推計されています。内訳は、15 歳未満の年少人口は 125 人、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は 478 人、65 歳以上の高齢人口は 459 人と推計されています。 表 1.2.2 及び図 1.2.2~1.2.4 に年齢 3 階層の人口推計(実数および構成比)を示します。

Section 1 - 1 April 2									
	実績値	推計値							
年齢区分	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年	平成 42 年	平成 47 年	平成52年			
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年			
総数	1, 461	1, 391	1, 266	1, 172	1, 110	1,062			
左小耳中	100	98	102	116	121	125			
年少人口	6.8%	7.0%	8.1%	9.9%	10.9%	11.7%			
北安年龄 1 p	687	638	577	506	492	478			
生産年齢人口	47.0%	45.9%	45.6%	43.1%	44.3%	45.0%			
高齢人口	674	655	587	551	498	459			
	46. 1%	47. 1%	46. 4%	47.0%	44.8%	43.2%			

表 1.2.2 将来人口推計

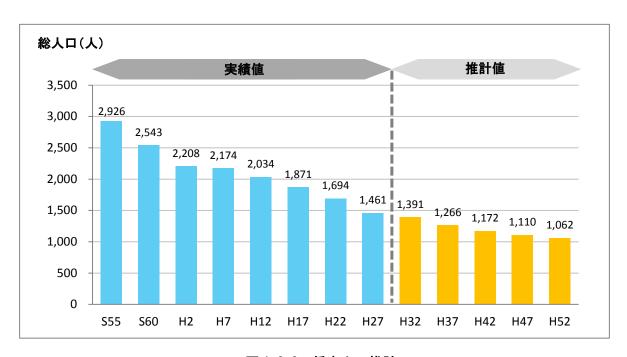


図 1.2.2 将来人口推計

※「七ヶ宿町人口ビジョン」では、平成22年までの実績値に基づき、将来推計値を算出しています。 ※平成27年国勢調査の人口の確定値が公表されたため、参考値として示しています。

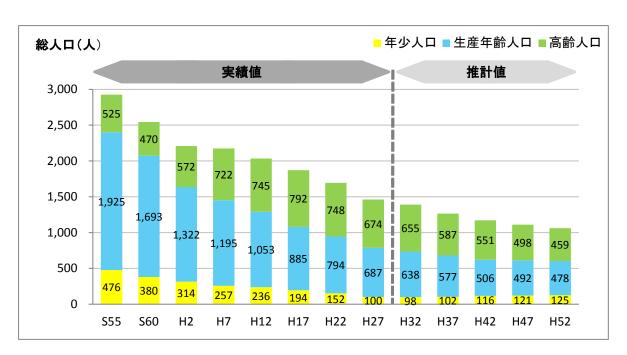


図1.2.3 年齢3階層の人口推計

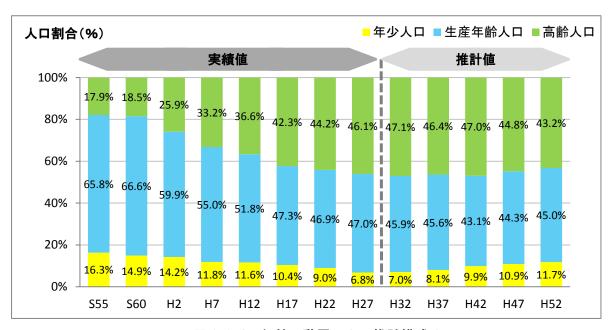


図1.2.4 年齢3階層の人口推計構成比

3. 歳入歳出の推移と財源の見込み

(1)歳入の状況

平成27年度の歳入は約27億円であり、そのうち地方税は約5億円で全体の約2割を占めています。国・県補助費等を含めた歳入は、平成25年度に最も増加しましたが、その後、減少しています。また、地方税は、主たる納税者となる生産年齢人口の減少もあり、年々減少傾向にあります。

表 1.3.1 及び図 1.3.1 に平成 17~27 年度の歳入の推移を示します。

							\	•			
年度 歳入	H17年 (2005)	H18 年 (2006)	H19年 (2007)	H20 年 (2008)	H21 年 (2009)	H22 年 (2010)	H23 年 (2011)	H24 年 (2012)	H25 年 (2013)	H26 年 (2014)	H27年 (2015)
地方税	594	579	584	572	554	542	530	529	520	511	501
交付税	883	857	887	945	974	1,072	1, 164	1, 371	1, 338	1, 214	1, 289
国補助	191	358	146	106	284	281	185	175	451	107	101
県補助	104	150	67	60	85	108	115	110	126	155	168
地方債	231	483	199	133	159	169	132	221	72	211	151
譲与税	47	52	39	37	35	34	33	31	30	28	29
その他	227	246	235	269	299	249	317	392	396	389	475
合計	2, 277	2, 724	2, 156	2, 122	2, 391	2, 456	2, 476	2,830	2, 932	2, 615	2, 715

表 1.3.1 歳入の推移 (百万円)

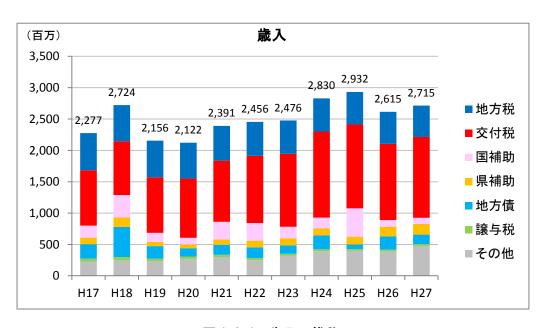


図1.3.1 歳入の推移

(2)歳出の状況

合 計

2, 188

2,657

2, 102

2,064

平成27年度の歳出は約26億円であり、このうち公共施設等の整備の財源となる普通建設費は約5.4億円、維持補修費は約0.2億円で歳出全体の約2割を占めています。

今後、高齢化社会の進行や物件費、補助費等の増加に伴い、建物の建設等の投資的経費 に充当される財源の確保は、益々厳しくなるものと見込まれます。

表 1.3.2 及び図 1.3.2 に平成 17~27 年度の歳出の推移を示します。

年度 歳出	H17年 (2005)	H18 年 (2006)	H19 年 (2007)	H20 年 (2008)	H21 年 (2009)	H22 年 (2010)	H23 年 (2011)	H24年 (2012)	H25 年 (2013)	H26 年 (2014)	H26 年 (2015)
人件費	498	482	485	491	487	490	494	468	441	447	472
物件費	277	270	273	265	294	333	339	318	347	397	403
維補費	34	39	31	28	23	25	21	24	21	23	18
扶助費	89	55	56	31	30	42	45	42	38	47	35
補助費	236	206	205	285	277	270	264	268	286	308	372
公債費	359	359	351	306	293	263	250	220	208	196	203
繰出金	244	202	249	330	326	255	245	238	312	236	247
普建費	396	952	331	174	403	305	248	523	711	432	544
その他	56	91	120	154	191	352	488	630	467	273	307

2,325

2,334

2,395

2,731

2,359

2,830

2,602

表 1.3.2 歳出の推移 (百万円)

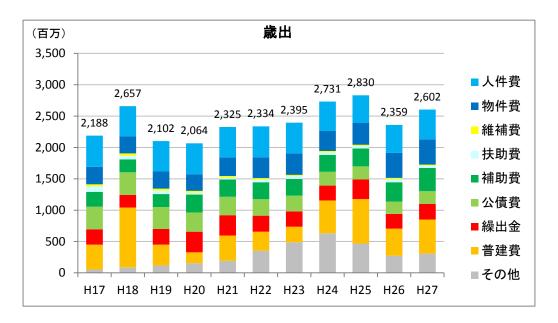


図1.3.2 歳出の推移

(3)財政指標の状況

財政指標の状況について、市町村別決算状況調(総務省)における平成20~26年度の 財政力指数の推移を表1.3.3及び図1.3.3~1.3.6に示します。

	区分	平成 20 年 (2008)	平成 21 年 (2009)	平成 22 年 (2010)	平成 23 年 (2011)	平成 24 年 (2012)	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)
財政力指数	七ヶ宿町	0.41	0.39	0.37	0.36	0.33	0.31	0.30
	宮城県平均	0.55	0. 55	0.53	0. 51	0.49	0.50	0. 51
経常収支	七ヶ宿町	85.00	81. 30	79. 90	82. 50	73. 50	74. 10	72.00
比率	宮城県平均	93.70	93. 20	90.60	95. 80	93.00	93. 20	94. 10
実質公債費	七ヶ宿町	12.60	11. 10	10.10	8. 60	7. 10	5. 90	4.80
比率	宮城県平均	13. 10	13.00	12.40	11.90	11.40	11. 10	10.40

表 1.3.3 財政力指数の推移

1) 財政力指数 ※1

財政力指数は、宮城県内の市町村平均は概ね 0.5 程度で横ばいですが、本町においては、 平成 20 年度から平成 26 年度にかけて減少傾向にあります。

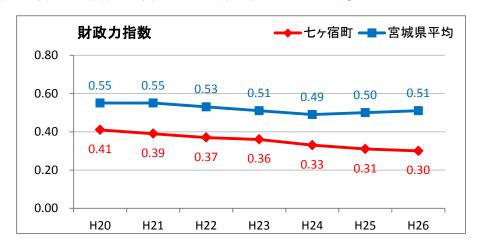


図1.3.3 財政力指数の推移

※1 地方公共団体が<u>自力で必要な財源をどのくらい調達できるか</u>示しており、この数値が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。「1」を超えると地方交付税が交付されない団体(不交付団体)となります。

毎年度の地方交付税(普通交付税)の算定に用いる「基準財政収入額(標準的に収入されるであろうと算定された地方税等の額)」を「基準財政需要額(標準的な行政運営を行うために必要であると算定された経費の額)」で除して得た数値の過去3カ年の平均値です。

2) 経常収支比率 ※2

経常収支比率は、平成20年度から平成22年度まで減少し、平成23年度に東日本大震災に伴う地方税の減免措置等による影響で一旦上昇していますが、その後、平成24~26年度には、再び減少傾向にあります。

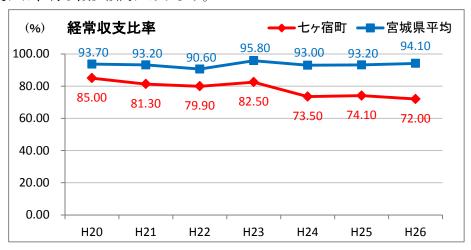


図1.3.4 経常収支比率の推移

※2 人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に対して、地方税や普通交付税など毎年度経常的に収入される一般財源がどの程度使われているかを示す割合です。 財政構造の弾力性を示す指標で、この比率が高いほど、普通建設事業費等の臨時的な経費に使うことができる財源に余裕がなく、財政構造の硬直化が進んでいることとなります。

3) 実質公債費比率 ※3

早期健全化基準は、平成 20 年度から平成 26 年度まで一貫して減少傾向にあり、平成 26 年度には 4.8%と町債の発行に県の許可が必要な 18%や宮城県内の市町村平均の 10.4%を大きく下回り健全な状況です。

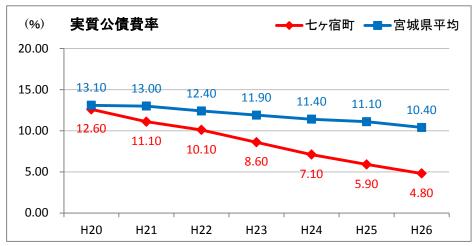


図1.3.5 実質公債費比率の推移

※3 一般会計等が負担する<u>借入金の返済額及びこれに準ずる額</u>(特別会計や企業会計、一部事務組合への繰出金・負担金のうち借入金の返済に使われた額など)の大きさを指標化したものです。元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、資金繰りの危険度を示します。この比率が18%以上になると町債の発行に県の許可が必要になり、また25%以上になると町債の発行の一部が制限されることになります。

第2章 公共施設等の現状

1. 建築系公共施設の現状

(1)公共施設等の保有状況

1) 施設所管課へのヒアリング調査

公共施設等の保有状況の把握にあたり、各施設所管課にヒアリングを行い、公共施設の 現況及び施設の利用・収支状況等の調査を行いました。

2) 対象施設の用途区分

本町の対象施設の用途区分を表 2.1.1 に示します。

表 2.1.1 用途区分

施設の用途	対象施設
町民文化系施設	横川集落センター、活性化センター、干蒲公民館、矢立公民館、長老公民館、 滑津公民館、湯原コミュニティーセンター、田中分室(旧林産物加工場)
社会教育系施設	水と歴史の館
スポーツ・レクリエーション施設	町民プール、町民グラウンド(付属建物)、スキー場、峠田体育館
産業系施設	総合交流促進施設(道の駅)、木工加工場、七ヶ宿ダム展望台レストハウス、 農林産物直売施設、給油所、町営牧場、育苗センター、椎茸乾燥場、乙女百 合バイオセンター、ライスセンター、山菜加工場、農林産物保管庫
学校教育系施設	七ヶ宿小学校、旧湯原小学校、七ヶ宿中学校、白石高等学校七ヶ宿校、学校給食調理場
子育て支援施設	関保育所、旧湯原保育所
保健・福祉施設	保健センター、高齢者生活福祉センター、高齢者センター
医療施設	七ヶ宿町国民保険診療所、湯原診療所
行政系施設	役場本庁舎、開発センター
町営住宅	北瀬見原公営住宅、南瀬見原公営住宅、南瀬見原公営住宅特公賃、横川公営 住宅特公賃、滑津公営住宅特公賃、峠田公営住宅特公賃、湯原公営住宅特公 賃、南瀬見原定住化促進住宅、北瀬見原公営住宅(定住促進住宅)、湯原定 住化促進住宅、関定住化促進住宅、世代間交流住宅
公園	青少年旅行村、公衆便所(水芭蕉)、公衆便所(長老湖)、キャンプ場、オートキャンプ場
供給処理施設	公共下水道(関浄化センター)、簡易水道浄水場等
その他	消防施設、格納庫、バス待合所、教員住宅、医師住宅、防雪センター等

3) 用途別公共施設の保有状況

本町おける公共施設の総棟数は233棟であり、延床面積の合計は約4万㎡となっています。

延床面積の内訳をみると、学校教育施設が 22.8%と最も多く、次いで町民文化系施設が 10.7%、スポーツ・レクリエーション施設が 10.5%、産業系施設が 10.4%の順となっています。

表 2.1.2 及び図 2.1.1~2.1.3 に用途別公共施設の延床面積等を示します。

	施設の用途	棟数	延床面積(m²)	%
1	町民文化系施設	9	4, 446	10. 7%
2	社会教育系施設	1	1, 223	3.0%
3	スポーツ・レクリエーション施設	16	4, 350	10.5%
4	産業系施設	17	4, 320	10.4%
5	学校教育系施設	23	9, 428	22.8%
6	子育て支援施設	2	702	1.7%
7	保健・福祉施設	4	1, 777	4.3%
8	医療施設	2	712	1.7%
9	行政系施設	4	3, 351	8.1%
10	町営住宅	66	4, 166	10.1%
11	公園	38	1, 453	3.5%
12	供給処理施設	15	2, 391	5.8%
13	その他	36	3, 081	7.4%
	総計	233	41, 400	100.0%

表 2.1.2 用途別公共施設の保有状況

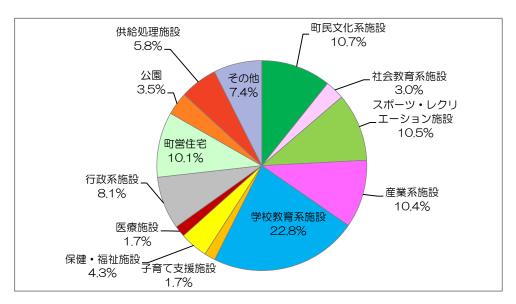


図 2.1.1 用途別公共施設の延床面積割合

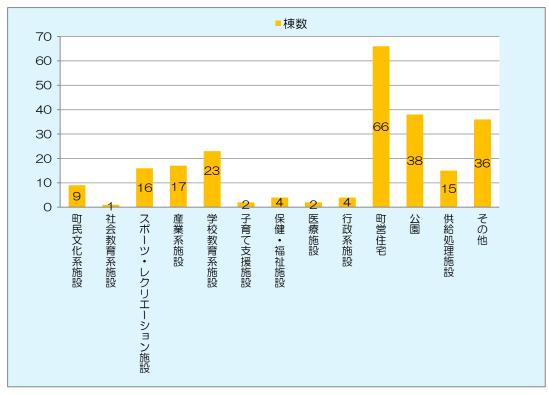


図 2.1.2 用途別公共施設の棟数

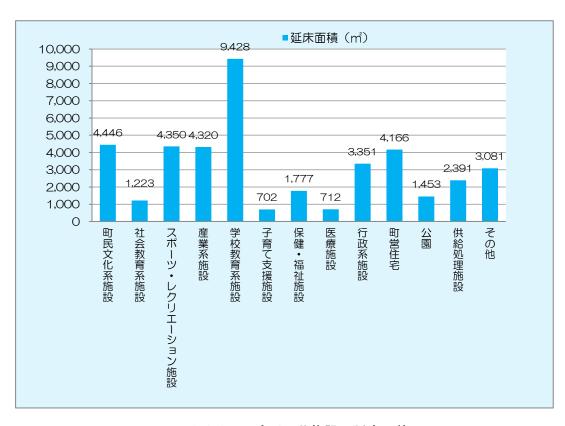


図 2.1.3 用途別公共施設の延床面積

(2) 一人当たりの公共施設の延床面積

本町の人口 (平成 27 年国勢調査: 1,461 人) 一人当たりの公共施設の延床面積は、28.34 m^2 /人となっており、全国の市町村の平均値である 3.42 m^2 /人と比較すると、大きく上回っています。

表 2.1.3 に用途別の一人当たりの延床面積、図 2.1.4 に宮城県町村及び類似団体の公共 施設の面積比較を示します。

・東洋大学調査資料「全国自治体公共施設延床面積データ」参照

表 2.1.3 用途別の一人当たりの延床面積

	施設の用途	延床面積 (㎡)	1人当たり延床面積 (㎡/人)
1	町民文化系施設	4, 446	3. 04
2	社会教育系施設	1, 223	0.84
3	スポーツ・レクリエーション施設	4, 350	2. 98
4	産業系施設	4, 320	2.96
5	学校教育系施設	9, 428	6. 45
6	子育て支援施設	702	0.48
7	保健・福祉施設	1, 777	1. 22
8	医療施設	712	0.49
9	行政系施設	3, 351	2. 29
10	町営住宅	4, 166	2.85
11	公園	1, 453	0. 99
12	供給処理施設	2, 391	1. 64
13	その他	3, 081	2. 11
	総計	41, 400	28. 34

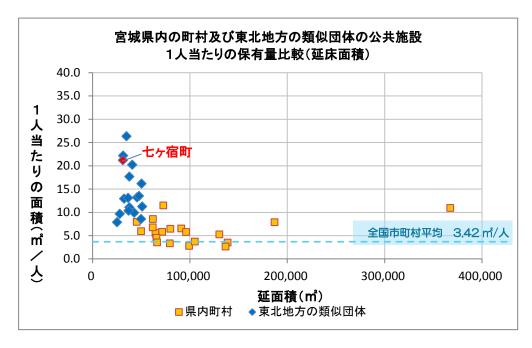


図 2.1.4 宮城県町村及び類似団体の公共施設の面積比較

表2.1.4東北地方の類似団体一覧並びに図2.1.5にそれらの類似団体の主要な公共施設の面積比較を示します。

表 2.1.4 東北地方の町村類似団体一覧

自治体名	類型区分	人口(20年)	世帯数		産業構造(H22) 美人口に対する	
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(H27)	(H27)	1 次	2 次	3 次
青森県						
蓬田村	I - 0	2, 896	959	27.0%	14.6%	24.8%
西目屋村	I - 0	1, 415	488	32.7%	19. 2%	27. 1%
横浜町	I - 0	4, 535	1, 785	26.1%	15.0%	23.6%
佐井村	I - 0	2, 148	906	11.7%	15.8%	23. 2%
新郷村	I - 0	2, 509	831	63.3%	11.2%	21.3%
岩手県						
田野畑村	I - 0	3, 466	1, 292	20.8%	14.1%	23. 5%
普代村	I - 0	2, 795	1, 103	14.1%	14.5%	24.6%
宮城県						
七ケ宿町	I - 0	1, 461	567	23.9%	12.1%	22. 9%
秋田県						
大潟村	I - 0	3, 110	796	99.9%	1.0%	15.6%
山形県						
大蔵村	I - 0	3, 412	1, 016	22.3%	16.8%	25. 7%
鮭川村	I - 0	4, 317	1, 224	34.9%	14.9%	24. 3%
福島県						
湯川村	I - 0	3, 206	906	24.8%	13. 2%	28.6%
柳津町	I - 0	3, 536	1, 207	21.9%	15. 7%	26. 9%
金山町	I - 0	5, 829	956	6.9%	4.0%	9. 7%
昭和村	I - 0	1, 322	616	41.2%	7.0%	23. 2%
鮫川村	I - 0	3, 577	1, 064	20.3%	21.1%	19.9%
川内村	I - 0	2, 021	1, 082	22.5%	19. 1%	31.1%

[※]人口、世帯数は H27 年国勢調査結果に基づく。産業構造は H22 年国勢調査結果に基づく。

^{・「}都道府県別類似団体区分一覧表 総務省」より抜粋

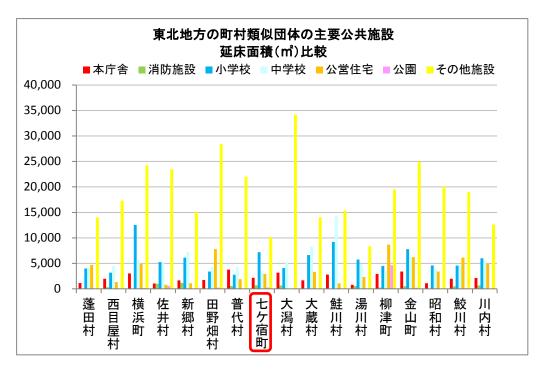


図 2.1.5 東北地方の町村類似団体の公共施設の面積比較

2. 建築、整備年代別の状況

(1)建築系公共施設(ハコモノ)の状況

建築年度をみると、施設の多くは昭和43年から平成12年頃にかけて整備されています。 昭和56年(1981年)以前に建設された旧耐震基準の施設は、全体の延床面積の約31% を占めています。

年代の古い建築後50年以上の施設は、学校教育系施設が多く、昭和30年代に整備されたものもあります。また、建築後31年以上40年以下の施設は、学校教育系施設を初め、行政系施設やスポーツ・レクリエーション施設等があり、今後、大規模改修や建替えの必要性が同じ時期に集中してくるおそれがあります。

図 2.2.1 に建築年別公共施設の延床面積を示します。

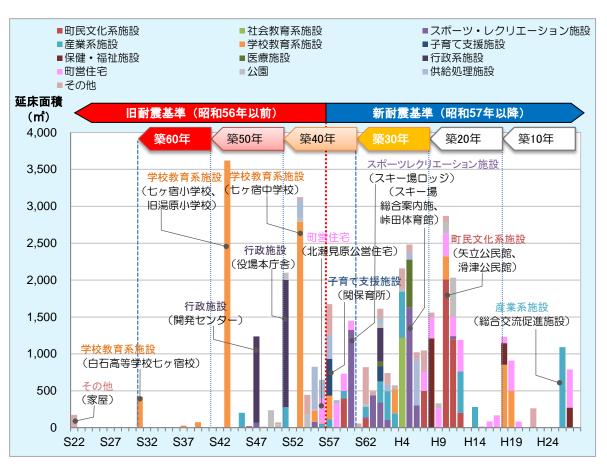


図 2.2.1 建築年別公共施設の延床面積

(2)経過年数の状況

1) 用途別施設の経過年数の状況(棟数)

一般的に、鉄筋コンクリート造の建築物の場合は、築 30 年程度が経過すると大規模改修が必要となり、築 60 年程度が経過すると建替えが必要になります。

本町において、築 31 年以上経過する施設は 98 棟あり、全体棟数 233 棟の 42.1%を占め、学校教育系施設、行政系施設、公園の順に多くなっています。

さらに、建築後51年以上60年以下の施設は、白石高等学校七ヶ宿校等の学校教育系施設が3棟あり、建築後61年以上の施設は、移住定住支援センターが1棟あります。

表 2.2.1~2.2.2 に用途別施設の経過年数の状況(棟数)を示します。

表 2.2.1 用途別施設の経過年数の状況 (棟数)

	施設の用途	棟数	築 31 年	以上経過	築 30 年
	旭畝の角座	1米数	棟数	率	以下棟数
1	町民文化系施設	9	2	22.2%	7
2	社会教育系施設	1	0	0.0%	1
3	スポーツ・レクリエーション施設	16	4	25.0%	12
4	産業系施設	17	5	29.4%	12
5	学校教育系施設	23	18	78.3%	5
6	子育て支援施設	2	1	50.0%	1
7	保健・福祉施設	4	0	0.0%	4
8	医療施設	2	0	0.0%	2
9	行政系施設	4	3	75.0%	1
10	町営住宅	66	26	39.4%	40
11	公園	38	20	52.6%	18
12	供給処理施設	15	9	60.0%	6
13	その他	36	10	27.8%	26
	総計	233	98	42.1%	135

表 2.2.2 公共施設の経過年数別棟数

	経過年数	築 61 年 以上	築 51 年 ~60 年	築 41 年 ~50 年	築 31 年 ~40 年	築 31 年 以上	築 30 年 以下	計
1	町民文化系施設	0	0	1	1	2	7	9
2	社会教育系施設	0	0	0	0	0	1	1
3	スポーツ・レクリエーション施設	0	0	1	3	4	12	16
4	産業系施設	0	0	1	4	5	12	17
5	学校教育系施設	0	3	6	9	18	5	23
6	子育て支援施設	0	0	0	1	1	1	2
7	保健·福祉施設	0	0	0	0	0	4	4
8	医療施設	0	0	0	0	0	2	2
9	行政系施設	0	0	1	2	3	1	4
10	町営住宅	0	0	0	26	26	40	66
11	公園	0	0	8	12	20	18	38
12	供給処理施設	0	0	2	7	9	6	15
13	その他	1	0	1	8	10	26	36
	Δ ⊒L	1	3	21	73	98	135	233
	合 計	(0.4%)	(1.3%)	(9.0%)	(31. 3%)	(42.1%)	(57.9%)	(100.0%)
	⊞ ≱I.	1	4	25	98	-	-	-
	界計	(0.4%)	(1.7%)	(10.7%)	(42.1%)			

2) 用途別施設の経過年数の状況(延床面積)

本町においては、築 31 年以上経過する施設の延床面積は約 17,482 ㎡ (42.2%) を占めており、特に、行政系施設や学校教育系施設が多い状況です。

表 2. 2. 3~2. 2. 4 及び図 2. 2. 2~2. 2. 3 に公共施設の経過年数の状況 (延床面積) を示します。

表 2.2.3 用途別施設の経過年数の状況 (延床面積)

	施設の用途	延床面積	築 31 年	以上経過	築 30 年
	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	(m²)	面積	率	以下面積
1	町民文化系施設	4, 446	414	9.3%	4,032
2	社会教育系施設	1, 223	0	0.0%	1, 223
3	スポーツ・レクリエーション施設	4, 350	1,470	33.8%	2,880
4	産業系施設	4, 320	753	17.4%	3, 568
5	学校教育系施設	9, 428	7, 434	78.9%	1, 994
6	子育て支援施設	702	500	71.3%	202
7	保健・福祉施設	1,777	0	0.0%	1,777
8	医療施設	712	0	0.0%	712
9	行政系施設	3, 351	2, 894	86.4%	456
10	町営住宅	4, 166	1,011	24. 3%	3, 154
11	公園	1, 453	600	41.3%	853
12	供給処理施設	2, 391	1,480	61. 9%	911
13	その他	3, 081	926	30.0%	2, 155
	総計	41, 400	17, 482	42. 2%	23, 918

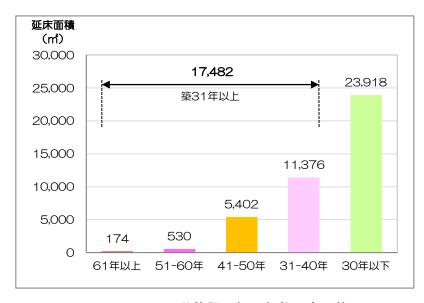


図 2.2.2 公共施設の経過年数別床面積

経過年数別延床面積の状況は、建築後 41 年から 50 年経過した建物が全体の 13%、建築後 31 年から 40 年経過した建物が全体の 27.5%であり、建築後 31 年以上経過した建物は全体の 42.2%を占めています。

表 2.2.4 公共施設の経過年数別延床面積

	経過年数	築 61 年 以上	築 51 年 ~60 年	築 41 年 ~50 年	築 31 年 ~40 年	築 31 年 以上	築 30 年 以下	延床 面積計
1	町民文化系系施設	0	0	19	395	414	4, 032	4, 446
2	社会教育系施設	0	0	0	0	0	1, 223	1, 223
3	スポーツ・レクリエーション施設	0	0	66	1, 404	1, 470	2,880	4, 350
4	産業施設	0	0	203	550	753	3, 568	4, 320
5	学校教育系施設	0	530	3,636	3, 269	7, 434	1, 994	9, 428
6	子育て支援施設	0	0	0	500	500	202	702
7	保健・福祉施設	0	0	0	0	0	1,777	1,777
8	医療施設	0	0	0	0	0	712	712
9	行政系施設	0	0	1, 171	1, 723	2, 894	456	3, 351
10	町営住宅	0	0	0	1, 011	1,011	3, 154	4, 166
11	公園	0	0	271	328	600	853	1, 453
12	供給処理施設	0	0	10	1, 470	1, 480	911	2, 391
13	その他	174	0	26	725	926	2, 155	3, 081
	A ⇒I	174	530	5, 402	11, 376	17, 482	23, 918	41, 400
	合 計	(0.4%)	(1.3%)	(13.0%)	(27.5%)	(42.2%)	(57.8%)	(100.0%)
	H	174	704	6, 106	17, 482			
	累計	(0.4%)	(1.7%)	(14. 7%)	(42.2%)			

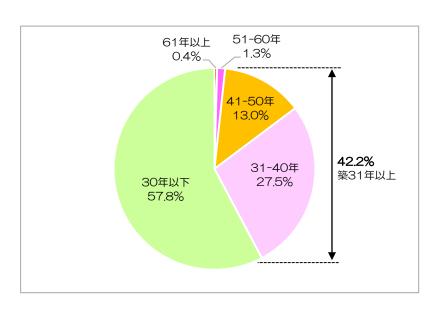


図 2.2.3 公共施設の経過年数別床面積(構成比)

(3)土木系公共施設(インフラ)の状況

インフラ資産の施設(道路、橋梁、簡易水道、下水道等)においても、今後、老朽化の 状況に応じて、修繕等の費用が必要となります。

表 2.2.5 にインフラ資産の状況を示します。

表 2.2.5 インフラ資産の状況

	インフラ資産	施設数	延長(m)	面積(m²)	備考
1	道路	ı	108, 682	933, 470	
2	橋梁	58 橋	1, 966	9, 806	
3	簡易水道 (管路)	-	59, 879	-	
4	下水道 (管路)	-	37, 440	-	普及率 97 %

1) 道路の整備状況

本町の道路施設は、総延長約 108,682m、面積約 933,470 ㎡が整備されています。

2) 橋梁の整備状況

本町の橋梁施設は、58橋であり、面積の合計は約9,805.8㎡です。全体では昭和50年 代後半から平成元年にかけて整備されたものが多くなっています。

整備後30年以上経過している橋梁の割合は、全体の45.5%を占めています。

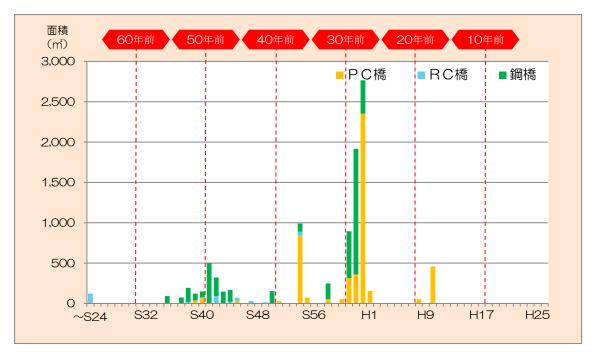


図 2.2.4 年代別橋梁の整備状況

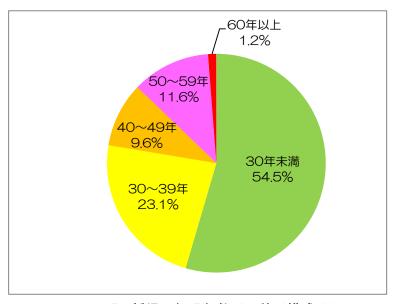


図 2.2.5 橋梁の経過年数別面積(構成比)

3) 簡易水道の整備状況

本町は、県内でも唯一、 簡易水道のみの整備となっており、その管路延長は約59,879 mとなっています。施設は、導水管・送水管・配水管に分かれますが、このうち配水管の管路延長が最も長く、古いものは昭和49年に延長約2,390m整備されています。

簡易水道全体でみると、整備後30年以上経過した管路が延長約47,005mにおよび、全体の78.5%と多くを占めています。

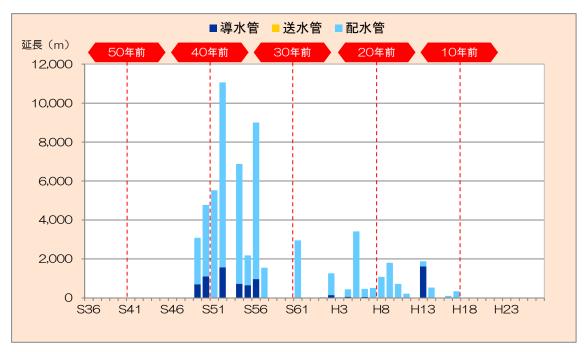


図 2.2.6 年代別簡易水道の整備状況(管種別)

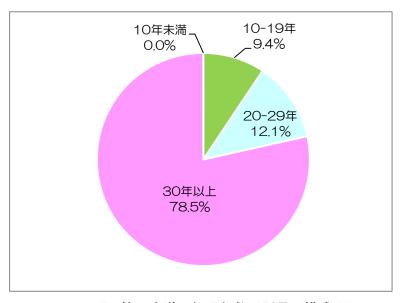


図 2.2.7 簡易水道の経過年数別延長(構成比)

管径別にみると、配水管の 125mm 以下が全体の 25.1%と最も多く、次に 75mm 以下の 20.4%となっています。

これらは、特に昭和50年代に多く整備されており、整備後30年以上が経過しています。

表 2.2.6 上水道施設延長(管径別)の割合

管種	管径	延長 (m)	%
導水管	導水管 300mm 未満	7, 632. 7	12.7%
等 小官	導水管 500~1000mm 未満	35. 7	0.1%
	配水管 50mm 以下	8615	14.4%
	配水管 75mm 以下	12, 236. 7	20.4%
 配水管	配水管 100mm 以下	6, 757. 8	11.3%
	配水管 125mm 以下	15, 032. 2	25. 1%
	配水管 200mm 以下	7, 010. 1	11.7%
	配水管 250mm 以下	2, 558. 7	4.3%

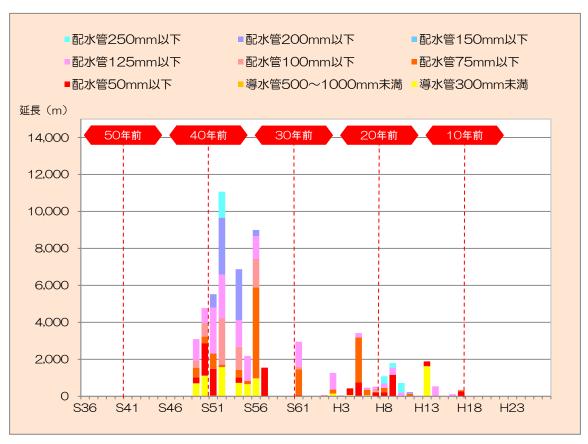


図 2.2.8 年代別上水道の整備状況 (管径別)

4) 下水道の整備状況

本町の下水道施設は、管路延長の合計は37,440 mが整備され、下水道普及率は91.5 %です。昭和60年から施設整備が始まり、平成5年をピークに平成9年頃まで多く整備されています。全体の約93%におよぶ34,833mが整備後20年から29年が経過しています。

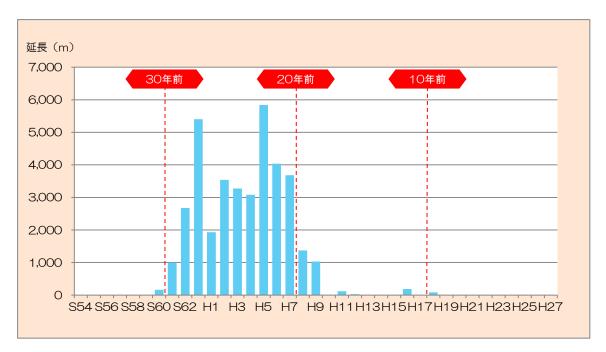


図 2.2.9 年代別下水道の整備状況

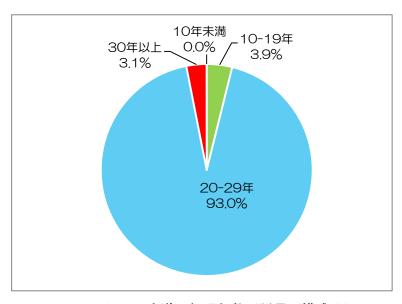


図 2.2.10 下水道の経過年数別延長(構成比)

表 2.2.7 下水道施設延長 1,157

	10 年未満	10-19 年	20-29 年	30 年未満	30 年以上	合 計
延長(m)	0	1, 450	34, 833	36, 283	1, 157	37, 440

(4)耐震改修の現況

本町の公共施設の耐震改修の状況についてみると、新耐震基準に基づく耐震不要の施設並びに旧耐震基準による施設のうち耐震改修実施済み施設は、棟数では全体の約80.3%、延床面積では92.9%となっています。耐震改修が未実施の施設は、棟数では全体の19.7%、延床面積では全体の7.1%となっています。

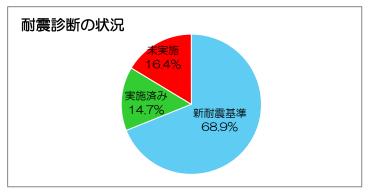
	• •					
区 分			棟数	率 (%)	延床面積 (㎡)	率 (%)
耐震化実施(①	耐震化実施(①+②)			80.3%	38, 440. 1	92.9%
新耐震基準適合	(耐震改修不要)	1	177	76.0%	28, 538. 7	68.9%
旧耐震基準	耐震改修 実施済み	2	10	4.3%	9, 901. 4	23.9%
耐震改修 未実施		46	19.7%	2, 959. 8	7. 1%	
	計			100.0%	41, 399. 9	100.0%

表 2.2.8 耐震改修の状況

※旧耐震基準で大規模改修を実施している建物は、「耐震改修 実施済み」とした。

	区 分	耐震診断 (m²)	率 (%)	耐震改修 (㎡)	率 (%)
新耐震基準適合 (耐震改修不要)		28, 538. 7	68.9%	28, 538. 7	68.9%
旧耐震基準	実施済み	6, 092. 0	14. 7%	9, 901. 4	23.9%
口顺長基準	未実施	6, 769. 2	16.4%	2, 959. 8	7. 1%
計		41, 399. 9	100.0%	41, 399. 9	100.0%

表 2.2.9 耐震診断・改修の状況(延床面積)



耐震改修の状況 実施済み 23.9% 新耐震基準 68.9%

図 2.2.11 耐震診断・改修の状況(延床面積 構成比)

第3章 公共施設の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

1. 公共施設の維持管理・更新等に係る費用算定

本書での試算に当たって、総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書(平成23年3月)」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書(平成26年3月)」における試算を参照して設定しています。

- ○耐用年数の設定
- ○単価の設定 (大規模改修・建替え)
- ○期間の設定 (大規模改修・建替え)
- ○積み残しの処理(経過期間:大規模改修)

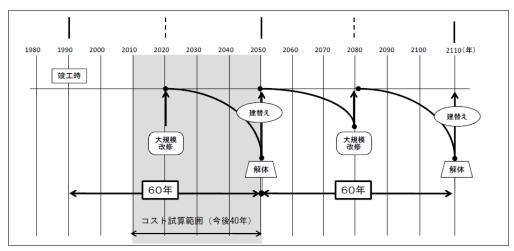


図3.1.1 大規模改修及び建替えのライフサイクル

資料:地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書

(1)大規模改修コストの考え方

1) 大規模改修の実施年度

実施年度は、施設の種類、建物構造によらず、建設してから一律30年目に実施します。 ただし、そのうち今後10年以内に建替えを迎える建物については、大規模改修を実施しません。

大規模改修実施年度は、建設年から30年目とする

2) 大規模改修単価の設定

大規模改修単価は、建替え単価と同様に、総務省「資料:総務省「地方公共団体の財政 分析等に関する調査報告書(平成23年3月)」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様 書(平成26年3月)」における単価を参照して設定します。

大規模改修及び建替え費の施設別単価について、表 3.1.1 及び表 3.1.2 施設分類別の建替え単価に示されています。

表 3.1.1 施設分類別の大規模改修単価

施設の用途	対象施設	大規模改修単価
町民文化系施設	横川集落センター、活性化センター、干蒲公民館、矢立 公民館、長老公民館、滑津公民館、湯原コミュニティー センター、田中分室(旧林産物加工場)	25 万円/㎡
社会教育系施設	水と歴史の館	25 万円/㎡
スポ゚ーツ・レクリエーション施設	町民プール、町民グラウンド(付属建物)、スキー場、 峠田体育館	20 万円/㎡
産業系施設	総合交流促進施設(道の駅)、木工加工場、七ヶ宿ダム 展望台レストハウス、農林産物直売施設、給油所、町営 牧場、育苗センター、椎茸乾燥場、乙女百合バイオセン ター、ライスセンター、山菜加工場、農林産物保管庫	25 万円/㎡
学校教育系施設	七ヶ宿小学校、旧湯原小学校、七ヶ宿中学校、白石高等 学校七ヶ宿校、学校給食調理場	17 万円/㎡
子育て支援施設	関保育所、旧湯原保育所	17 万円/㎡
保健・福祉施設	保健センター、高齢者生活福祉センター、 高齢者センター	20 万円/㎡
医療施設	七ヶ宿町国民保険診療所、湯原診療所	25 万円/㎡
行政系施設	役場本庁舎、開発センター	25 万円/㎡
町営住宅	北瀬見原公営住宅、南瀬見原公営住宅、南瀬見原公営住宅特公賃、横川公営住宅特公賃、滑津公営住宅特公賃、峠田公営住宅特公賃、湯原公営住宅特公賃、南瀬見原定住化促進住宅、北瀬見原公営住宅(定住促進住宅)、湯原定住化促進住宅、関定住化促進住宅、世代間交流住宅	17 万円/㎡
公園	青少年旅行村、公衆便所(水芭蕉)、公衆便所(長老湖)、 キャンプ場、オートキャンプ場	17 万円/㎡
供給処理施設	公共下水道(関浄化センター)、簡易水道浄水場等	20 万円/㎡
その他	消防施設、格納庫、バス待合所、教員住宅、医師住宅、 防雪センター等	20 万円/㎡

3) 修繕期間

大規模改修では修繕期間を2年とし、費用を均等配分しています。

4) 修繕コストの計算例

<通常の修繕の場合>

例えば平成2年度の建築の場合、平成32年度が建築から30年目にあたることから、29年目にあたる平成31年度から工事を開始し、30年目にあたる平成32年度に工事完了となります。

建築年	29 年目	30 年目
	修繕開始	完了
平成2年度	平成 31 年度	平成 32 年度

年間費用は、修繕費用を 2 等分した値になります。行政関連施設を大規模改修する場合は、単価 25 万円、延床面積 2,000 ㎡と仮定すると、以下のように年間 2 億 5,000 万円のコストになります。

| 年間費用=単価 (25 万円/m²) ×延床面積 (2,000 m²) /2 カ年=2 億 5,000 万円/年 |

5) 修繕積み残し

既に31年以上経過し、大規模改修時期が到来している建物については、<u>今後10年間で実施</u>します。なお、建設時からの経過年数が、31年以上50年以下のものについては、今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より51年以上経過しているものについては、建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えると仮定しています。

(2)建替えコストの考え方

1) 建替え実施年度

今回の試算は、公共施設の標準的な耐用年数とされる60年を設定します。

建替え実施年度は、建設年から60年目とする

2) 建替え単価の設定

建替え単価は、建替え単価と同様に、総務省「資料:総務省「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書(平成23年3月)」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書(平成26年3月)」における単価を参照して設定します。

表 3.1.2 施設分類別の建替え単価

施設の用途	対象施設	建替え単価
町民文化系施設	横川集落センター、活性化センター、干蒲公民館、矢立 公民館、長老公民館、滑津公民館、湯原コミュニティー センター、田中分室(旧林産物加工場)	40 万円/㎡
社会教育系施設	水と歴史の館	40 万円/㎡
スホ [°] ーツ・レクリエーション施 設	町民プール、町民グラウンド(付属建物)、スキー場、 峠田体育館	36 万円/㎡
産業系施設	総合交流促進施設(道の駅)、木工加工場、七ヶ宿ダム展望台レストハウス、農林産物直売施設、給油所、町営牧場、育苗センター、椎茸乾燥場、乙女百合バイオセンター、ライスセンター、山菜加工場、農林産物保管庫	40 万円/㎡
学校教育系施設	七ヶ宿小学校、旧湯原小学校、七ヶ宿中学校、白石高等 学校七ヶ宿校、学校給食調理場	33 万円/㎡
子育て支援施設	関保育所、旧湯原保育所	33 万円/㎡
保健・福祉施設	保健センター、高齢者生活福祉センター、 高齢者センター	36 万円/㎡
医療施設	七ヶ宿町国民保険診療所、湯原診療所	40 万円/㎡
行政系施設	役場本庁舎、開発センター	40 万円/m²
町営住宅	北瀬見原公営住宅、南瀬見原公営住宅、南瀬見原公営住宅特公賃、横川公営住宅特公賃、滑津公営住宅特公賃、 峠田公営住宅特公賃、湯原公営住宅特公賃、南瀬見原定 住化促進住宅、北瀬見原公営住宅(定住促進住宅)、湯 原定住化促進住宅、関定住化促進住宅、世代間交流住宅	
公園	青少年旅行村、公衆便所(水芭蕉)、公衆便所(長老湖)、 キャンプ場、オートキャンプ場	33 万円/㎡
供給処理施設	公共下水道(関浄化センター)、簡易水道浄水場等	36 万円/㎡
その他	消防施設、格納庫、バス待合所、教員住宅、医師住宅、 防雪センター等	36 万円/㎡

3) 建替え期間

建替えは、設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、単年度に負担が 集中しないように期間を3年間とします。

費用は各年度で均等配分とし、59年目、60年目、61年目に割り当てて計算します。

4) 建替えコストの計算例

<通常の建替えの場合>

例えば昭和 35 年度の建築の場合、平成 32 年度が建築から 60 年目にあたることから、59 年目の平成 31 年度から工事を開始し、61 年目の平成 33 年度に工事完了となります。

建築年	59 年目	60 年目	61 年目
	建替え開始		完了
昭和35年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度

年間費用は、建替え費用を 3 等分した値とし、行政関連施設を建替える場合は、単価 40 万円、延床面積を 3,000 ㎡と仮定すると、以下のように年間 4 億円のコストとなります。

年間費用=単価(40万円/m²)×延床面積(3,000 m²)/3カ年=4億円/年

(3) 大規模改修にかかる将来費用の総額

1) 大規模改修にかかる将来費用の総額

将来の費用試算によると、今後 40 年間における大規模改修にかかる費用の総額は約 79 億円であり、「学校教育系施設」や「町民文化系施設」、「産業系施設」等の用途に費用の 負担が集積するものと予想されます。

なお、既に更新時期を迎えている築 31 年以上 50 年以下の大規模改修費は、平成 29~38 年にかけて費用の負担が見込まれており、今後 10 年間で予防保全の対策について検討する必要があります。

表 3. 1. 3~表 3. 1. 10 及び図 3. 1. 2~図 3. 1. 3 に大規模改修及び建替えにかかる将来費用の試算結果を示します。

	大きませる八名		大規模改修費(千円)					
	施設用途分類	計	平成 29~38 年	平成39~48年	平成 49~58 年	平成59~68年		
1	町民文化系施設	1, 111, 583	259, 761	851, 822	0	0		
2	社会教育系施設	305, 675	305, 675	0	0	0		
3	スポーツ・レクリエーション施設	870, 043	861, 761	8, 282	0	0		
4	産業系施設	1, 080, 102	596, 529	210, 795	272, 778	0		
5	学校教育系施設	1, 288, 724	915, 268	241, 004	42, 415	90, 037		
6	子育て支援施設	119, 265	119, 265	0	0	0		
7	保健・福祉施設	355, 324	242, 208	58, 628	54, 488	0		
8	医療施設	178, 095	178, 095	0	0	0		
9	行政系施設	837, 626	837, 626	0	0	0		
10	町営住宅	708, 171	286, 413	284, 728	137, 030	0		
11	公園	247, 080	128, 886	118, 193	0	0		
12	供給処理施設	216, 464	216, 464	0	0	0		
13	その他	616, 108	502, 988	23, 676	54, 570	34, 874		
	計	7, 934, 258	5, 450, 939	1, 797, 128	561, 281	124, 911		

表 3.1.3 今後 40 年間における大規模改修にかかる将来費用の総額

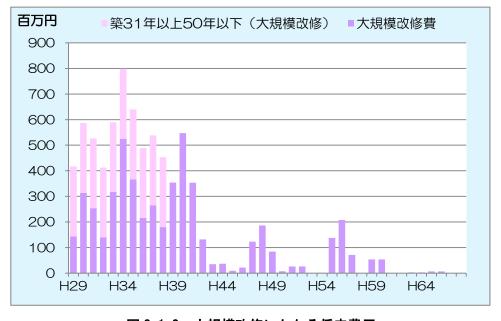


図3.1.2 大規模改修にかかる将来費用

2) 大規模改修にかかる将来費用の内訳

大規模改修にかかる将来費用については、30年目の「大規模改修」と建築後31年以上経過し、大規模改修の時期を超過している建物である「31年以上50年以下の大規模改修」に分けて試算しています。

なお、31年以上50年以下の大規模改修は、今後10年間で均等に大規模改修を行い、 51年以上経過しているものは、60年を経た年度に建替えることとして設定しています。

表 3.1.4 今後 40 年間における大規模改修にかかる将来費用内訳(築 30 年以下)

	施設用途分類	大規模改修費(千円)					
	旭政用壓刀類	計	平成 29~38 年	平成39~48年	平成 49~58 年	平成59~68年	
1	町民文化系施設	1, 008, 059	156, 238	851, 822	0	0	
2	社会教育系施設	305, 675	305, 675	0	0	0	
3	スポーツ・レクリエーション施設	576, 033	567, 751	8, 282	0	0	
4	産業系施設	891, 942	408, 369	210, 795	272, 778	0	
5	学校教育系施設	429, 015	55, 559	241, 004	42, 415	90, 037	
6	子育て支援施設	34, 282	34, 282	0	0	0	
7	保健・福祉施設	355, 324	242, 208	58, 628	54, 488	0	
8	医療施設	178, 095	178, 095	0	0	0	
9	行政系施設	114, 004	114, 004	0	0	0	
10	町営住宅	536, 240	114, 481	284, 728	137, 030	0	
11	公園	145, 093	26, 900	118, 193	0	0	
12	供給処理施設	162, 624	162, 624	0	0	0	
13	その他	465, 856	352, 736	23, 676	54, 570	34, 874	
	計	5, 202, 241	2, 718, 922	1, 797, 128	561, 281	124, 911	

表 3.1.5 今後 40 年間における大規模改修にかかる将来費用内訳(築 31 年以上 50 年以下)

	松乳田冷八籽	大規模改修費(千円)					
	施設用途分類	計	平成 29~38 年	平成39~48年	平成49~58年	平成59~68年	
1	町民文化系施設	103, 524	103, 524	0	0	0	
2	社会教育系施設	0	0	0	0	0	
3	スポーツ・レクリエーション施設	294, 010	294, 010	0	0	0	
4	産業系施設	188, 160	188, 160	0	0	0	
5	学校教育系施設	859, 709	859, 709	0	0	0	
6	子育て支援施設	84, 983	84, 983	0	0	0	
7	保健·福祉施設	0	0	0	0	0	
8	医療施設	0	0	0	0	0	
9	行政系施設	723, 623	723, 623	0	0	0	
10	町営住宅	171, 931	171, 931	0	0	0	
11	公園	101, 986	101, 986	0	0	0	
12	供給処理施設	53, 840	53, 840	0	0	0	
13	その他	150, 252	150, 252	0	0	0	
	計	2, 732, 017	2, 732, 017	0	0	0	

(4)建替えにかかる将来費用の総額

1) 建替えにかかる将来費用の総額

建替えにかかる費用の総額は今後 40 年間で約 106 億円であり、平成 39 年以降に費用の 負担が多くなります。用途別には、大規模改修と同様に「学校教育系施設」の費用が多く、 平成 39 年からの 10 年間に約 12 億円と試算され、「行政系施設」の建替えと合わせると、 平成 39 年からの 10 年間に約 21 億円と予想されます。

	20 11 0 1 121 - 10 1 1 21 - 10 1 1 2 1 - 10 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1							
	歩きませる 八名	建替え費(千円)						
	施設用途分類	計	平成 29~38 年	平成39~48年	平成49~58年	平成59~68年		
1	町民文化系施設	415, 618	0	7, 776	174, 755	233, 087		
2	社会教育系施設	489, 080	0	0	0	489, 080		
3	スポーツ・レクリエーション施設	1, 551, 170	0	23, 760	507, 488	1, 019, 921		
4	産業系施設	954, 446	0	155, 448	164, 475	634, 523		
5	学校教育系施設	2, 561, 136	174, 778	1, 199, 880	1, 078, 628	107, 850		
6	子育て支援施設	231, 515	0	0	164, 967	66, 548		
7	保健·福祉施設	290, 650	0	0	0	290, 650		
8	医療施設	284, 952	0	0	0	284, 952		
9	行政系施設	1, 340, 202	0	927, 997	229, 799	182, 406		
10	町営住宅	433, 564	0	0	283, 181	150, 383		
11	公園	246, 560	0	110, 009	91, 468	45, 082		
12	供給処理施設	860, 882	0	4, 608	528, 192	328, 082		
13	その他	959, 466	62, 773	9, 842	335, 078	551, 772		
	計	10, 619, 240	237, 551	2, 439, 321	3, 558, 032	4, 384, 336		

表 3.1.6 今後 40 年間における建替えにかかる将来費用の総額

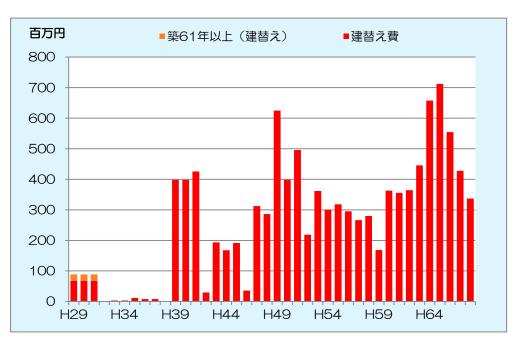


図 3.1.3 建替えにかかる将来費用

2) 建替えにかかる将来費用の内訳

建替え費用の内訳には、60年目の「建替え」と、建築後61年以上経過し、建替え時期を超過している建物「61年以上の建替え」に分けて試算しています。

既に建替え時期(築61年以上)を経過している「その他」の施設を建替える費用として、約6,300万円の費用が計上されています。

表 3.1.7 今後 40 年間における建替えにかかる将来費用内訳(築 60 年以下)

	长凯田冷八籽		建替之費 (千円)					
	施設用途分類	計	平成 29~38 年	平成39~48年	平成49~58年	平成59~68年		
1	町民文化系施設	415, 618	0	7, 776	174, 755	233, 087		
2	社会教育系施設	489, 080	0	0	0	489, 080		
3	スポーツ・レクリエーション施設	1, 551, 170	0	23, 760	507, 488	1, 019, 921		
4	産業系施設	954, 446	0	155, 448	164, 475	634, 523		
5	学校教育系施設	2, 561, 136	174, 778	1, 199, 880	1, 078, 628	107, 850		
6	子育て支援施設	231, 515	0	0	164, 967	66, 548		
7	保健・福祉施設	290, 650	0	0	0	290, 650		
8	医療施設	284, 952	0	0	0	284, 952		
9	行政系施設	1, 340, 202	0	927, 997	229, 799	182, 406		
10	町営住宅	433, 564	0	0	283, 181	150, 383		
11	公園	246, 560	0	110, 009	91, 468	45, 082		
12	供給処理施設	860, 882	0	4, 608	528, 192	328, 082		
13	その他	896, 693	0	9, 842	335, 078	551,772		
	計	10, 556, 467	174, 778	2, 439, 321	3, 558, 032	4, 384, 336		

表 3.1.8 今後 40 年間における建替えにかかる将来費用内訳 (築 61 年以上)

	松凯田冷八 糖		建替え費(千円)					
	施設用途分類	計	平成 29~38 年	平成39~48年	平成49~58年	平成59~68年		
1	町民文化系施設	0	0	0	0	0		
2	社会教育系施設	0	0	0	0	0		
3	スポーツ・レクリエーション施設	0	0	0	0	0		
4	産業系施設	0	0	0	0	0		
5	学校教育系施設	0	0	0	0	0		
6	子育て支援施設	0	0	0	0	0		
7	保健・福祉施設	0	0	0	0	0		
8	医療施設	0	0	0	0	0		
9	行政系施設	0	0	0	0	0		
10	町営住宅	0	0	0	0	0		
11	公園	0	0	0	0	0		
12	供給処理施設	0	0	0	0	0		
13	その他	62, 773	62, 773	0	0	0		
	計	62, 773	62, 773	0	0	0		

(5) 大規模改修及び建替えにかかる将来費用の総額

1) 大規模改修及び建替えにかかる将来費用の総額

今後 40 年間の大規模改修及び建替えにかかる費用の総額は約 185.5 億円で、このうち 平成 29~38 年の大規模改修費や平成 39 年以降の建替え費にかかる費用が大きく、特に学 校教育系施設やスポーツ・レクリエーション施設、行政系施設への費用の負担が大きくなるものと予想されます。

表 3.1.9 今後 40 年間における大規模改修及び建替えにかかる将来費用の総額

	施設用途分類		建替え・	(千円)		
	心以用处力为	計	平成 29~38 年	平成39~48年	平成 49~58年	平成59~68年
1	町民文化系施設	1, 527, 200	259, 761	859, 598	174, 755	233, 087
2	社会教育系施設	794, 755	305, 675	0	0	489, 080
3	スポ゚ーツ・レクリエーション施設	2, 421, 213	861, 761	32, 042	507, 488	1, 019, 921
4	産業系施設	2, 034, 548	596, 529	366, 243	437, 253	634, 523
5	学校教育系施設	3, 849, 859	1, 090, 045	1, 440, 884	1, 121, 043	197, 887
6	子育て支援施設	350, 780	119, 265	0	164, 967	66, 548
7	保健·福祉施設	645, 974	242, 208	58, 628	54, 488	290, 650
8	医療施設	463, 047	178, 095	0	0	284, 952
9	行政系施設	2, 177, 828	837, 626	927, 997	229, 799	182, 406
10	町営住宅	1, 141, 735	286, 413	284, 728	420, 211	150, 383
11	公園	493, 639	128, 886	228, 202	91, 468	45, 082
12	供給処理施設	1, 077, 346	216, 464	4, 608	528, 192	328, 082
13	その他	1, 575, 575	565, 761	33, 518	389, 648	586, 646
	計	18, 553, 498	5, 688, 490	4, 236, 448	4, 119, 313	4, 509, 247

表 3.1.10 今後 40 年間における大規模改修及び建替えにかかる将来費用の内訳(千円)

Experience (Experience of the control of the contr							
1年日	建替え・大規模改修費(千円)						
項目	計	平成 29~38 年	平成 39~48 年	平成 49~58年	平成 59~68年		
大規模改修	5, 202, 241	2, 718, 922	1, 797, 128	561, 281	124, 911		
築 31 年以上 50 年以下	2, 732, 017	2, 732, 017	0	0	0		
大規模改修 計	7, 934, 258	5, 450, 939	1, 797, 128	561, 281	124, 911		
建替え	10, 556, 467	174, 778	2, 439, 321	3, 558, 032	4, 384, 336		
築 61 年以上建替え	62, 773	62, 773	0	0	0		
建替え計	10, 619, 240	237, 551	2, 439, 321	3, 558, 032	4, 384, 336		
計	18, 553, 498	5, 688, 490	4, 236, 448	4, 119, 313	4, 509, 247		

(6)公共施設の投資的経費・維持補修費の見通し

1) 公共施設の投資的経費・維持補修費の状況

平成27年度の町の投資的経費は約3.4億円で、建物の新規整備分の約2.6億円が多くを占めています。過去5年間の投資的経費の平均は、約2.9億円であり、そのうち建物は、平均約2.3億円で推移しており、道路、橋梁等のインフラ資産への投資は約6千万円程度となっています。

今後、多くの建物が更新時期を迎えることから、投資的経費への負担が増えることが予想されます。

表 3.1.11 及び図 3.1.4 に公共施設の投資的経費の推移を示します。

※平成23年以降の震災関連経費及び特別会計の下水道は除いています。

年度投資的経費	平成 23 年 (2011)	平成 24 年 (2012)	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	5年間の平均
①建物	42, 399	94, 889	471, 093	253, 913	282, 468	228, 952
既存更新分	42, 399	15, 839	53, 566	194, 427	26, 742	66, 595
新規整備分	0	79, 050	415, 701	21, 703	255, 591	154, 409
用地取得分	0	0	1,826	37, 783	135	7, 949
②インフラ資産 (道路・橋梁)	76, 875	61, 323	62, 669	23, 961	58, 986	56, 763
①+②の合計	119, 274	156, 212	533, 762	277, 874	341, 454	285, 715

表 3.1.11 投資的経費の推移 (千円)

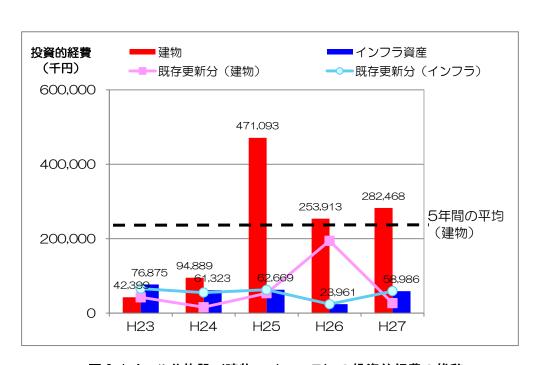


図 3.1.4 公共施設 (建物・インフラ) の投資的経費の推移

2) 投資的経費・維持補修費の見通し

本町は、少子高齢化の進展や労働力人口の減少等により、社会構造や住民のニーズが大きく変わってきています。そのような中、これまで整備してきた公共施設が大規模改修や 建替えの時期を迎えており、多額の更新費用が必要になると見込まれています。

ここでは、公共施設の維持管理・更新等に係る経費の見込みについて、現状の公共施設 をそのまま利用し続けた場合に、どの程度の見込みとなるか試算しました。

【計算の条件】 ※試算基準年: 平成28年度

- ・これから新たな建設は行いません。
- ・建設後60年目で建替え(更新)します。建替え時は費用を3年間に分割します。
- ・建設後30年で大規模改修を実施します。改修時の費用は2年間に分割します。
- ・積み残しを処理する年数を10年とします。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮していません。

【試算結果】

- ○直近5年間の投資的経費:年平均約2.3億円(H27年度までの5年間の平均)
- ○年更新費用: 4.6 億円(40 年間総額 185.5 億円/40 年間)

年平均=2.3億円-4.6億円=-2.3億円

これまで支出してきた投資的経費を今後も維持できると仮定した場合、これからの公 共施設の維持更新については、年間あたり、約2.3億円が不足することとなり約2倍の 費用が必要となります。

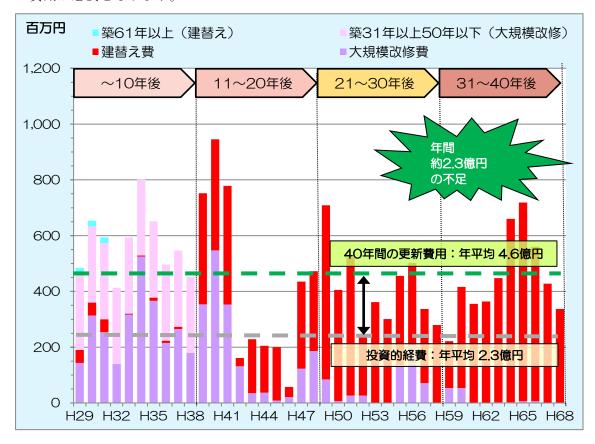


図 3.1.6 大規模改修及び建替えにかかる将来費用

2. インフラ資産の維持管理・更新等に係る費用算定

(1)インフラ資産の更新の考え方

インフラ資産の更新単価及び耐用年数等は、建物と同様に、総務省「資料:総務省「地 方公共団体の財政分析等に関する調査報告書(平成23年3月)」及び「公共施設等更新費 用試算ソフト仕様書(平成26年3月)」における単価を参照して設定します。

1) 道路

道路の更新費用は、路線ごとに整備するものではなく、区間ごとに整備されるため、年 度別に把握するのは困難なため、現在の総面積に対し試算しました。

① 道路の耐用年数

舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12~20年のそれぞれの年数を踏ま え、全整備面積をこの15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定してい ます。

道路舗装部の耐用年数は15年とする

② 道路の更新単価の設定

道路の更新単価は、「道路統計年報 2009」(全国道路利用者会議)で示される平成 19 年度の舗装補修事業費(決算額)を舗装補修事業量で割って算定されたものから設定しています。

表 3.2.1 道路の更新単価

分類	対象施設	単価
道路	一般道路の舗装	4,700 円/㎡

2) 橋梁

① 橋梁の更新

橋梁については、更新年数経過後に現在と同じ面積で更新すると仮定し、以下の構造別 年度別面積に対し、それぞれの更新費用を乗じて更新費用を試算します。

橋梁の更新年数は法定耐用年数の60年を経た年度に更新とする

② 橋梁の更新単価の設定

橋梁の更新単価は、道路橋の工事実績(道路橋年報)より、以下の構造別の面積に対して更新単価を乗じて算定します。

表 3.2.2 橋梁の更新単価

分類	対象施設	単価
	PC (プレストレスト・コンクリート)	425,000 円/m²
橋梁	RC橋	425,000 円/㎡
間条	鋼橋	500,000円/m²
	その他	425,000 円/m²

③ 積み残し処理を割り当てる年数

試算時点で更新年数を既に経過し、更新されずに残されている場合

積み残しを処理する年数を5年とする

3) 簡易水道

① 簡易水道の更新

簡易水道は、整備した年度から法定耐用年数の 40 年を経た年度に更新すると仮定しています。

簡易水道処理施設の建物部分及びプラント部分については公共施設の更新年数と同じ 年数にて更新すると仮定しています。

簡易水道の耐用年数は40年とする

② 簡易水道の更新単価の設定

簡易水道の更新単価は、導水管及び送水管、配水管に分類して、管径別に単価を設定しています。

表 3.2.3 簡易水道の更新単価

分類	対象施設	単価
簡易水道 導水管及び送水管	300 ㎜未満	100,000 円/m
間勿小垣、等小官及い送小官	300~500 mm	114,000 円/m
	50 mm未満	97,000 円/m
	50~ 75 ㎜未満	97,000 円/m
	75~100 mm未満	97,000 円/m
	100~125 mm未満	97,000 円/m
 簡易水道 配水管	125~150 mm未満	97,000 円/m
間勿小垣 配小官	150~200 mm未満	100,000 円/m
	200~250 ㎜未満	103,000 円/m
	250~300 ㎜未満	106,000 円/m
	300~350 mm未満	111,000円/m
	350~400 mm未満	116,000 円/m

4) 下水道

① 下水道の更新

下水道は、延長距離の総量のみが把握できる場合は、全整備面積を法定耐用年数の 50 年で割った面積を1年間で更新していくと仮定します。

下水処理施設の建物部分及びプラント部分については公共施設の更新年数と同じ年数にて更新すると仮定しています。

下水道の耐用年数は50年とする

② 下水道の更新単価の設定

下水道の更新単価は、総延長に対する更新単価、管種別更新単価、管径別更新単価により設定します。本町の場合、下水道の管径が不明ですが、管種は概ね「塩ビ管」で整備されていますので、更新単価を「コンクリート管・塩ビ管等:124千円/m」でシミュレーションを行っています。

表 3.2.4 下水道の管種別更新単価

分類	対象施設	単価
下水道 管種別	コンクリート管・塩ビ管等(更生工法を前提)	124,000 円/m

表 3.2.5 下水道の管径別更新単価

分類	対象施設	単価
	250 mm以下	61,000 円/m
下水道 管径別	251~500 mm以下	116,000 円/m
	500~1000 mm以下	295,000 円/m

(2) インフラ資産の投資的経費・維持補修費の見通し

1) インフラ施設の投資的経費・維持補修費の状況

平成27年度の本町のインフラ資産の投資的経費の合計は約6千万円であり、過去5年間の平均の費用も同様に約6千万円です。

表 3.2.6 及び図 3.2.1 にインフラ資産の投資的経費の推移を示します。

年度 投資的経費	平成 23 年 (2011)	平成 24 年 (2012)	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 2 7 年 (2015)	5 年間の 平均
①道路関係	17, 561	9, 563	30, 278	5, 508	38, 586	20, 299
既存更新分	6, 389	9, 563	30, 258	5, 508	38, 586	18, 061
新規整備分	11, 172	0	0	0	0	2, 234
用地取得分	0	0	20	0	0	4
②橋梁関係	59, 314	51, 760	32, 391	18, 453	20, 400	36, 464
既存更新分	59, 314	45, 530	32, 391	18, 453	20, 400	35, 218
新規整備分	0	0	0	0	0	0
用地取得分	0	6, 230	0	0	0	1, 246
③簡易水道関係	0	0	0	0	0	0
既存更新分	0	0	0	0	0	0
新規整備分	0	0	0	0	0	0
用地取得分	0	0	0	0	0	0
④下水道関係	0	0	0	0	0	0
既存更新分	0	0	0	0	0	0
新規整備分	0	0	0	0	0	0
用地取得分	0	0	0	0	0	0
合 計	76, 875	61, 323	62, 669	23, 961	58, 986	56, 763

表 3.2.6 インフラ資産の投資的経費の推移 (千円)



図 3.2.1 インフラ資産の投資的経費の推移

2) 道路

(計算の条件)

- ・道路舗装部の更新は、耐用年数(15年)を基に、舗装補修単価で試算します。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮していません。
- ・年更新費用の試算 全整備面積 933, 470 m²/15 年×単価

【試算結果】

- ○直近5年間の投資的経費:年平均 0.2億円 (H27年度までの5年間の平均)
- ○年更新費用: 2.9 億円 (40 年間総額 117.0 億円/40 年間)

年平均=0.2億円-2.9億円=-2.7億円

これまで支出した投資的経費を今後も維持できると想定した場合、今後、道路の維持更新について、年間あたり平均で約2.7億円が不足します。

図3.2.2 に今後40年間に要する維持更新費用の見込みを示します。

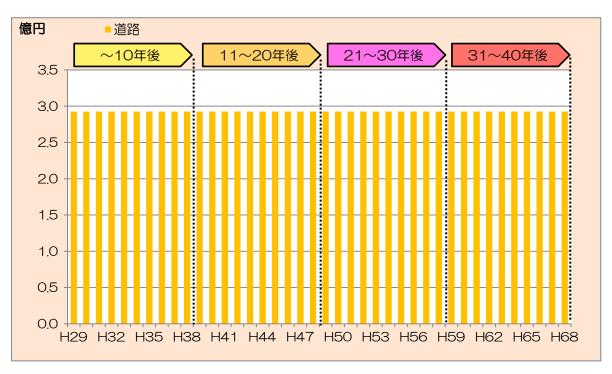


図 3.2.2 今後 40 年間に要する維持更新費用の見込み (道路)

3) 橋梁

(計算の条件)

- ・橋梁の更新は、法定耐用年数(60年)を基に、道路橋の更新単価で試算します。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮していません。

【試算結果】

- ○直近5年間の投資的経費:年平均 0.4億円 (H27年度までの5年間の平均)
- ○年更新費用: 1.1 億円(40年間総額 42.9 億円/40年間)

年平均=0.4億円-1.1億円=-0.7億円

これまで支出した投資的経費を今後も維持できると想定した場合、今後、橋梁の維持更について、年間あたり平均で約0.5億円が不足します。

平成59年以降の維持更新費用が多くなり、特に平成61年には年間約12億円にものぼります。

図3.2.3に、今後40年間に要する維持更新費用の見込みを示します。

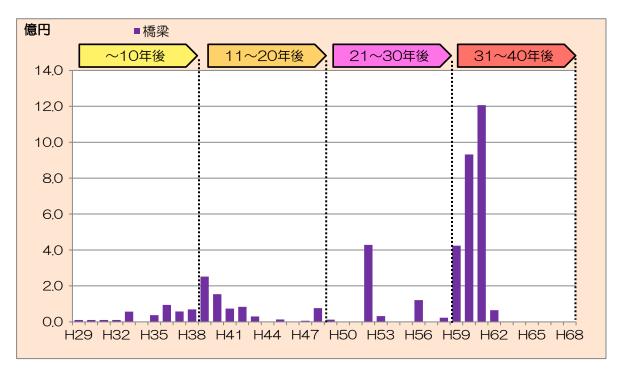


図 3.2.3 今後 40 年間に要する維持更新費用の見込み (橋梁)

4) 簡易水道

(計算の条件)

- ・敷設替えは、法定耐用年数(40年)を基に、管径別更新単価で試算します。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮していません。

【試算結果】

- ○直近5年間の投資的経費:無し (H23~H27年度までの投資的経費・維持補修費無し)
- ○年更新費用:1.5億円(40年間総額 58.7億円/40年間)

年平均=0-1.5億円=-1.5億円

今後、橋梁の維持更新について、年間あたり平均で約1.5億円が不足します。

簡易水道については、この5年間に投資的経費・維持補修費として計上されたことはありませんが、今後は、平成29年には約13.6億円もの維持更新費用が必要となり、そのような傾向が平成33年頃まで続くと想定されます。

図3.2.4に、今後40年間に要する維持更新費用の見込みを示します。



図 3.2.4 今後 40 年間に要する維持更新費用の見込み (簡易水道)

5) 下水道(管径別)

(計算の条件)

- ・敷設替えは、法定耐用年数(50年)を基に、管径別更新単価で試算します。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮していません。

【試算結果】

- ○直近5年間の投資的経費:無し (H23~H27年度までの投資的経費・維持補修費無し)
- ○年更新費用:1.2億円(40年間総額 46.4億円/40年間)

年平均=0-1.2億円=-1.2億円

今後、橋梁の維持更新について、年間あたり平均で約1.2億円が不足します。

下水道については、この5年間に投資的経費・維持補修費として計上されたことはありませんが、今後は、平成47年頃から徐々に維持更新費用が必要となり、平成50年には約6.7億円、平成55年には約7.2億円にのぼります。

図3.2.5 に今後40年間に要する維持更新費用の見込みを示します。

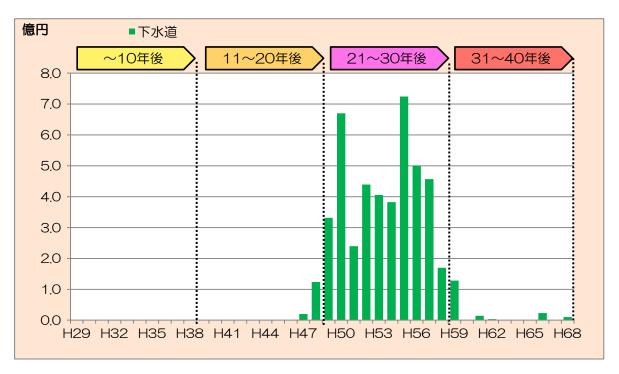


図 3.2.5 今後 40 年間に要する維持更新費用の見込み (下水道)

(3) インフラ資産の改修・更新にかかる将来費用の内訳

今後40年間に、インフラ資産の改修並びに更新にかかる費用は、約265億円と推計され、年間にかかる費用は平均で約6.6億円となります。

インフラ資産についても、建築系の公共施設と同様に、これらの更新費用を縮減あるい は平準化することが必要です。

表 3.2.7 及び図 3.2.6 に改修・更新等にかかる将来費用の試算結果を示します。

表 3.2.7 今後 40 年間における改修・更新等にかかる将来費用(億円)

項目名	計	平成 29~38 年	平成 39~48 年	平成 49~58 年	平成 59~68 年
道路	117.0	29. 2	29. 2	29. 2	29. 2
橋梁	42.9	3.6	6.9	6. 2	26. 3
簡易水道	58. 7	46. 1	7. 1	5. 5	0.0
下水道	46.4	0.0	1.4	43. 2	1.8
合 計	265.0	78.9	44. 7	84. 1	57. 3

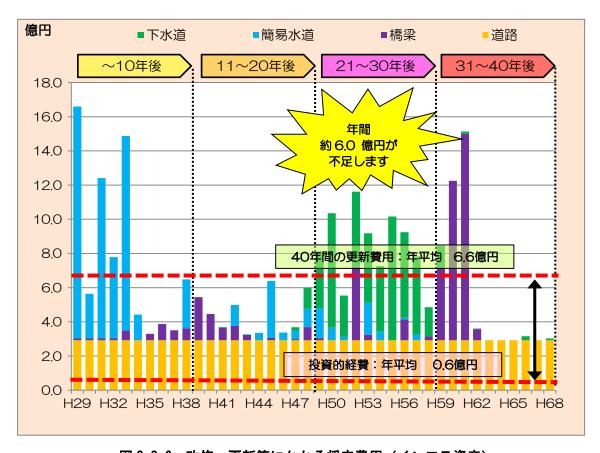


図3.2.6 改修・更新等にかかる将来費用(インフラ資産)

3. 公共施設及びインフラ資産の改修・更新にかかる将来費用の総額

今後40年間に公共施設及びインフラ資産の改修並びに更新にかかる費用の総額は、約450.5億円で、年間にかかる費用は約11.3億円と想定されます。

今後40年間において公共施設(建物)の改修並びに更新にかかる費用は約185.5億円で、年間にかかる費用は平均約4.6(4.64)億円であり、インフラ資産の改修並びに更新にかかる費用は約265億円で、年間にかかる費用は平均で約6.6(6.63)億円と想定されています。

平成23年から平成27年までの過去5年間における公共施設(建物)に関わる投資的経費は、年平均約2.3億円であり、インフラ資産に関わる投資的経費は、年平均約0.6億円で、これらを合わせると年平均で約2.9億円支出していますが、今後の改修並びに更新に係る平均費用である約11.3億円に対しては、約8.4億円の不足となります。

表 3.2.8 及び図 3.2.7 に改修・更新等にかかる将来費用の総額を示します。

				- 10111241111 1 111111	~ 1,0
項目名	計	平成 29~38 年	平成 39~48 年	平成 49~58 年	平成 59~68 年
公共施設	185. 5	56. 9	42.4	41. 2	45. 1
道路	117.0	29. 2	29. 2	29. 2	29. 2
橋梁	42.9	3.6	6.9	6. 2	26.3
簡易水道	58. 7	46. 1	7. 1	5. 5	0.0
下水道	46.4	0.0	1.4	43.2	1.8
合 計	450. 5	135.8	87.0	125. 3	102.4

表 3.2.8 今後 40 年間における改修・更新等にかかる将来費用の総額(億円)

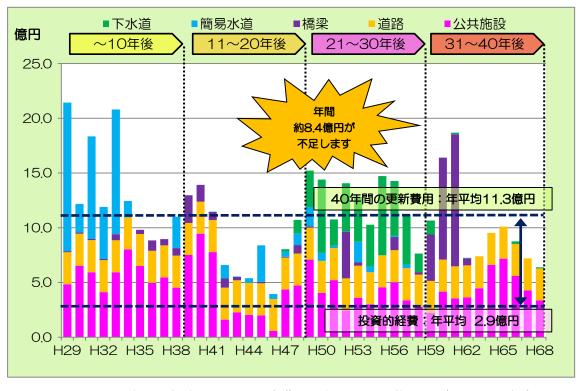


図3.2.7 改修・更新等にかかる将来費用の総額(公共施設及びインフラ資産)

第4章 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1. 上位・関連計画

公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方向性を検討するうえで、関係する町の主な上位・関連計画について、基本方針及び本計画に関係が深いと考えられる記述を以下に抜粋します。

(1)第5次七ヶ宿町長期総合計画(平成22年度~平成31年度)

基本構想の概要

【だれもがだいすきな 水守の郷しちかしゅくまちづくりの基本理念】

- ① 豊かな自然と歴史を愛し、美しい心と強い絆のまちづくり
- ② 夢と感動を共有し、多様な価値観に対応できるまちづくり
- ③ 町民がともに学び、考え、新しい創造力を備えた人が集まる豊かなまちづくり

基本計画

- ●地域づくりをとおし、ふるさとに誇りを子どもからお年寄りまで、誰もが自分の住んでいる地域に愛着と誇りを持てる地域づくりを支援します。
- ●防災体制の充実

防災訓練等を実施し、町民の防災意識の向上を図るほか、消防団員等の確保に務め、 消防施設設備の充実強化のため計画的な更新及び適正な管理を行います。

●きてけらっしゃい水守の郷

農山村での生活を選択する人の増加に対処するため、宅地の整備や家庭菜園付き町 営住宅の建設を検討します。

●安心して暮らせる住宅整備

町営住宅 17 棟、定住化促進住宅 10 棟(集合住宅含む)、特定公共賃貸住宅 10 棟の維持管理については、今後計画的に修繕を行い、耐用年数を経過した住宅については、譲渡、用途廃止等を検討します。また、定住化を促進するため、宅地の造成を含めた住宅整備計画を進めます。

●安心・安全・安定供給する上水道

施設は、30 年以上経過し老朽化もみられますが、現状の施設を維持しながら計画 的に修繕等を行い、安全でおいしい水の供給に努めます。今後は事業認可の統合など の検討を行い、財政の健全化に努めます。

●水源を守る下水道

下水道整備区域外の地区については合併浄化槽の整備を促進します。

●サービスの質の強化・向上(高齢者福祉)

介護保険料の上昇や需要と供給のバランスに配慮しつつ、介護保健施設の基盤整備 に取組みます。

●子育て支援

少子高齢化にともない入所児童数が減少している中で、2カ所ある保育所を1カ所に統廃合することにより運営の効率化を図り、保育サービスの質の向上と内容の充実を図ります。

●教育環境と学校活力を維持する取り組み

地域の理解と協力等を得ながら、小中一貫教育について検討するとともに、学校活力を維持するため施設、教材等の充実を図ります。

●安心して学べる環境と生涯学習の推進体制を整備する取り組み

町民だれもが心豊かに、生涯にわたって学習することができる体制づくりのため、 社会教育施設の充実を図ります。

(2)第5次七ヶ宿町長期総合計画 附属資料 主な施策

●防犯体制の強化

防犯灯を整備し、計画的な更新及び適正な管理を行う。

●きてけらっしゃい水守の郷

家庭菜園付き住宅など、地域の担い手となる入居者の好みに合わせた宅地の造成や 町営住宅を建設する。

- ●地域産業に活力を生み出す魅力ある農業の展開必要な水路、農道の整備を行うとともに農地の流動化や集積を推進する。
- ●観光の主な施策

全ての観光施設について、定期的に点検を行い、利用者のニーズにあった、施設の改修や維持修繕を計画的に進める。

●町道の整備

町道は、維持管理計画を策定し適切な維持補修を行う。橋梁の長寿命化修繕計画に 基づき整備促進を進めるとともに、町道については安全、安心を確保するため常に巡 回を行い、必要に応じた改良をする。

●安心して暮らせる住宅整備

積極的に耐震改修事業を啓発し、町内既存住宅の耐震改修を推進する。既存の町営住宅を含めた定住化促進住宅計画や宅地造成計画を策定する。

●安心・安全・安定供給する上水道

簡易水道事業等を合理的かつ計画的に推進するため、事業認可の統合などの検討を 行う。

●水源を守る下水道

施設の長寿命化計画を策定し、適切な維持補修を行う。不明水対策として計画的に 点検し、修繕整備する。

●サービスの質の強化・向上(高齢者福祉)

退院後、一定期間生活上困難な部分の支援を受けられる中間施設(ケア付きハウス)の整備を検討する。

●国保診療所の医療体制の充実

「あったかい医療」を目指して、町民のニーズにあった診療体制や診療時間の見直 しを検討するとともに、医療機器の整備充実を推進する。診療所内での感染症対策や 医療安全に関する意識を高め、その向上のために必要な施設設備の改善を行う。

(3)七ヶ宿町 橋梁長寿命化修繕計画

点検等の点検を実施しています。

計画概要

3. 健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針 橋梁を適正に維持管理するため、橋梁点検の体系として、通常点検・定期点検・異常時

1) 健全度の把握の基本的な方針

橋梁の架設年度や立地条件などを十分に考慮し、みやぎ型・市町村版 橋梁点検マニュアル(案) に基づいて定期的に点検を実施し、橋梁の損傷状況を把握します。

2) 日常的な維持管理に関する基本的な方針

橋梁を良好な状態に保つため、日常的な維持管理として、道路パトロールおよび清掃などの実施を徹底します。

4. 対象橋梁の長寿命化及び修繕・架け替えに係る費用の縮減に関する基本的な方針 長寿命化修繕計画を策定する場合、「事後保全型」と「予防保全型」の維持管理シナリオに よるライフサイクルコストを比較し、検討を行います。

予防的な修繕・補修などの実施を徹底することにより、修繕・架替えに係る費用の低コスト化を図り、ライフサイクルコストの縮減を目指します。

- 5. 対象橋梁ごとの概ねの次回点検時期及び修繕内容一時期又は架け替え時期
- 1) 点検

今年度計画を策定した 32 橋の次回点検時期は平成 28 年度、以後 5 年ごとに定期点検を継続的に実施します。

2) 修繕又は架替え対策

今年度計画を策定した32橋のうち、今後10年間で修繕又は架替え対策を8橋で実施する予定です。今後、損傷状況および路線重要度から優先順位の高い橋梁より補修工事を実施します。

6. 長寿命化修繕計画による効果

今後の修繕および架け替えにかかる費用についてシミュレーションを行ったものを示します。2060年までに事後保全による補修費用は約21.76億円かかるのに対して、予防保全による補修費用は約10.73億円(11.03億円の縮減)となり、約51%の縮減が見込まれます。

(4) 七ヶ宿町簡易水道経営健全化計画(計画期間:平成19年度から平成23年度) 基本方針

- (1) 事業評価の視点をみがく
 - ア. 水道全体を評価する視点(経営状況、水道料金に見合った需要者へのサービスの程度、異なる事業体(A市、B町)でのサービスの比較等
 - イ. 個別の事業を評価する視点 (開発事業実施の有効性・妥当性・事業実施の継続)
 - ウ. 事業の代替案を選定する視点(施工方法の比較検討)
- (2) 事業効率経営の推進
 - ア. 安全で良質な水の安定供給、災害時の水確保といった要請に今後も町が責任を持ってあたる。
 - イ. 直営中心の体制からサービス低下を招かないよう町の責任範囲を明確にするとともに、民間的経営手法の導入を促進する。
 - ウ.費用の最小化を図り、効率経営の実現を目指す。
 - エ. 将来の事業経営に向けて水道ビジョンや中長期経営計画など経営戦略を策定する。

財務状況の分析

●財務上の特徴

山間部に点在する集落ごとに簡易水道施設が7箇所設置されている。

個々の集落の受益者負担金だけでは経営することが困難であり、複数ある簡易水道を一体的に会計処理している。それでも運営することが難しいため、基準を超えて一般会計からの繰り入れを行っている。

●経営課題

①受益者負担の適正化

今後もより安定した水道を供給するため、事業受益者負担等のすべてを再計算し、サービス に見合う利用者負担を求める。

②公営企業の経営健全化

中長期財政計画を策定し経営の健全化を進める。使用料金等を見直し、一般会計繰出金の削減を図る。

(5) 七ヶ宿町特定環境保全公共下水道事業健全化計画

(計画期間:平成19年度から平成23年度)

基本方針・財務状況の分析

●基本方針

下水道使用料金を見直して、公共下水道事業の財政の健全化を図る。

●財務上の特徴

七ヶ宿ダムの水質保全と生活環境改善を目的とした特定環境保全公共下水道事業は「単独処理場」であり、維持管理費用が大きく一般会計の繰入に依存する財政運営を強いられている。また、下水道基金がマイナス、不足する資金 6 億円に対処するため、減債基金等の積立に努めているが、平成 2 年の供用開始から 18 年目を迎え、施設の老朽化が進み施設の修繕や維持管理経費の増加が目立ち始めており今後の財政負担が懸念されるため、長期的なスパンでの財

政計画を立てる必要がある。

●経営課題

①料金水準の適正化

使用料金については、平成 10 年度に基本料金を 13.2%改正して以来現在まで改正は行っていない。今後の維持管理費などを分析した場合、使用料金の見直しは必須で、その率は、前回相当の見直しが必要である。

②管理経費の削減

処理場と管渠(マンホールポンプ)の維持管理及び処理水の水質検査を一括委託して人員の 削減をおこない維持管理経費の削減を行っているが、更に検討を加え、経費削減の検討が必要 である。

③給与水準・定員管理の適正化

給与については、国の水準に準じた給料表を採用している。定員についても、必要最低限の 1名で対応している状況であり、現状での人件費等による削減は困難であるが、比較的給料の 低い職員の配置により人件費の削減は可能と考えられる。

●留意事項

町の施策でもある定住化を考慮し定住促進住宅や公営住宅の建設を計画的に実施し、水洗化率の向上を図り料金収入の増を見込むなど、他の施策と共同で取組み、経営の健全化に取り組む。

(6) 七ヶ宿町の公共建築物における木材利用の促進に関する方針

(平成 25 年 3 月 18 日より施行)

方針概要

第1 趣旨

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)」(以下「法」という。)が施行され、七ヶ宿町は公共建築物における木材の利用拡大を図るため、効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められている。

この方針は、法第9条第1項の規定に基づき、七ヶ宿町の公共建築物における木材利用の促進に関する基本的事項、七ヶ宿町が整備する公共建築物における木材利用の目標に関し必要な事項を定める。

第2 公共建築物における木材利用の促進に関する基本的事項

1 木材利用を促進する公共建築物

「公共建築物」とは、法第2条第1項各号及び法施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、広く七ヶ宿町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設、病院・診療所、運動施設、社会教育施設、公営住宅、庁舎、観光交流施設等の建築物が含まれる。

- 2 七ヶ宿町が整備する公共建築物における木材利用の推進
- (1) 施設の木造・木質化の推進
- (2) 木質バイオマス利用の推進
- (3) 県産材利用の推進

- (4) 公共土木工事等における木材利用の推進
- 3 七ヶ宿町以外の者が整備する公共建築物における木材利用の促進
- 4 七ヶ宿町民の理解の醸成

第3 七ヶ宿町が整備する公共建築物における木材利用の目標

七ヶ宿町は、その整備する公共建築物のうち、木造・木質化基準に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図る。また、エントランスホール、窓口等、七ヶ宿町民の目に触れることが多いと考えられる箇所のうち内装の木質化が適切と判断される部分については、木造・木質化基準に沿って内装の木質化を推進する。

さらに、七ヶ宿町が整備する公共建築物について、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

第4 その他

- 1 県推奨材等の積極的な活用
- 2 公共建築物の整備等におけるコスト面の検討

(7) 七ヶ宿町地域防災計画(平成28年6月)

計画概要(関連箇所)

● 計画の目的

本計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害等の災害に 対処するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、七ヶ宿町及び 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等(以下「防災関係機関」という。)が 処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、風水害等の防災対策を総合的かつ計 画的に推進し、町土並びに住民の生命、身体、財産を保護し、被害を軽減することを目的と する。

- 第2編 風水害等災害対策編
- 第2章 災害予防対策
- 第2節 建築物等の安全化
 - 第3 公共施設の安全化

公共建築物は不特定多数の人が利用し、また災害が発生した場合、応急対策の拠点となることから、町は、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮し、耐震診断、耐震補強等により安全化に努めるとともに、照明器具等の設備、ロッカー等の備品の転倒・落下防止対策を実施する。

また、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

第3節 ライフライン施設等の安全化

第2 水道施設

1 水道施設の安全性強化等

- (1) 町は、災害時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、貯水・取水・浄水施設、導水管・送水管、配水幹線及び配水池などの基幹施設並びに避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路について、地盤の状況及び水害、土砂崩れ等による被災のおそれ並びに過去の被災状況を考慮し、施設の新設、改良等に合わせて計画的な整備を行う。
- (2) 町は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業の給水区域相互間の連絡管整備を推進する。
- (3) 町は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備等を計画的に推進する。
- (4) 町は、水道施設の日常の保守点検と合わせて、地盤の不良個所や周囲の土砂崩れ等 の危険個所の把握に努める。
- (5) 町は、災害時における水道水の安定供給を確保するため、浄水場等への非常用自家 発電機等を整備する。

第3 下水道施設

1 下水道施設計画

町は、雨水渠、内水排除施設、雨水貯留及び浸透施設等を計画的に整備し、浸水被害を予防するとともに、水害に対する下水道施設の安全性の向上に努める。

また、処理場の機能を確保するため、汚水管渠マンホール等の水密化、老朽管渠の改良、更新を計画的に進めるとともに住民への広報を徹底し、雨水等の流入を低減するように努める。

2 下水道施設維持管理

町は、下水道台帳の整理、保管に万全を期するとともに、下水道施設を定期的に点検 し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

- 第3編 地震·火山災害対策編
- 第2章 災害予防対策
- 第2節 地震に強いまちの形成
 - 第4 揺れに強いまちづくりの推進
 - 1 建築物の耐震化

町及び県は、詳細なハザードマップの作成・公表による耐震化の必要性の周知、住宅・ 建築物の耐震診断や改修の促進等により、建築物の耐震化を推進する。

また、庁舎、学校、病院、公民館等様々な応急対策活動や避難所となりうる公共施設の耐震化については、数値目標を設定するなど、その耐震化の促進を図る。

第6 長寿命化計画の作成

町及び県は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

- 第4節 道路施設の災害対策
 - 第2 道路施設(道路管理者)

1 道路

道路管理者は、道路の防災点検を実施し、道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破損等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施するとともに、道路の改良や新設にあたっては、耐震基準に基づいた整備を図る。被害が想定される危険箇所について、緊急性が高い路線から順次、補強、整備等の防災工事等を実施する。

2 橋りょう

道路管理者は、落橋、変状等の被害が想定される道路橋、側道橋等については、橋りょう補強工事を実施し耐震性を高める。

3 トンネル

覆エコンクリートや付帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

第26節 積雪寒冷地域における地震災害予防

第2 除雪体制等の整備

道路管理者は、積雪寒冷地域において、積雪寒冷地に適した道路整備に努めるとともに、相互の連携の下に、除雪を強力に推進する。また、雪崩、地吹雪等によりたびたび通行止めが発生する箇所については、雪崩防止柵や防雪柵等の施設を整備する。

(8) 七ヶ宿町人口ビジョン(平成27年9月)(対象期間:平成72年(2060年)まで) 人口ビジョン概要

第1章 人口ビジョンの策定にあたって

4. 七ヶ宿町における人口ビジョン策定の趣旨

本町では、少子高齢社会への対応は以前から課題となっており、第5次七ヶ宿町長期総合計画においては、まちの将来像を「だれもがだいすきな水守の郷しちかしゅく」として掲げ、町民主体のまちづくりを図り、地域の活性化を推進しています。

しかし、国全体が人口減少社会を迎える中において、本町でも人口は減少傾向を続けており、社人研が平成22年の国勢調査をベースに試算した将来人口推計では、平成27年の1,514人が20年後の平成47年(2035年)には961人、30年後の平成57年(2045年)には784人、さらに45年後の平成72年(2060年)には574人まで減少すると見込まれています。人口減少問題は喫緊の課題となっていることから、現状について町民の皆様と認識を共有し、今後の本町の目指すべき方向性と人口の将来展望を示すことを目的として、「七ヶ宿町人口ビジョン」を策定します。

第2章 七ヶ宿町の現状

7. 教育・子育て

- 小学校の児童数は年々減少しており、平成 26 年度には小学校 2 校が統合され 1 校になっています。
- 中学校は平成9年度に2校が統合され、1校になっています。生徒数は平成19年度に34人にまで落ち込みましたが、直近3年間は37人ほどで推移しています。

○ 保育所の児童数は、平成8年度から平成20年度にかけ40人前後で推移していましたが、 平成27年は平成2年の約1/3にまで減少しています。保育所数も2か所から1か所になっています。

第5章 七ヶ宿町の将来展望

1. 目指すべき七ヶ宿町の姿

このままのペースで人口減少が続けば、町の財政悪化、社会保障給付の増加などにより現役世代を中心とした負担の増大が懸念されるほか、公共交通の便数の減少、小売業の撤退等で買い物が不便になるなど日常生活を営むことが難しくなると予想されます。

そのため、本ビジョンでは平成52年(2040年)までの人口目標を1,062人とし、人口減少対策の取り組みを総動員することで、人口減少の影響を最小限に抑えていきます。

- 2. 長期的ビジョン
 - ◆若い世代の結婚・出産・子育て応援

若い世代が望むこれらの希望を実現させるため、出会いの場の拡大や雇用の創出、子どもを安心して産み育てられる環境づくりが必要です。

◆雇用、新たな人の流れの創出

雇用創出に加え、交流拡大と定住支援に向けたUIJターンの情報発信、住宅環境の整備を行うなど、総合的な対策で人口増加に注力していくことが不可欠です。

◆魅力的な生活環境づくり

地域コミュニティのそれぞれの魅力を引きだしていくとともに、地域と地域を連携させ、住民が手を取り合って暮らせるような、魅力ある生活環境を形成していくことが必要です。

利便性に配慮した定住環境の整備や外部人材の積極的な活用を行うことで、より住みよい町を目指していきます。

(9) 七ヶ宿町ふるさと創生総合戦略(平成27年12月)

(計画期間:平成27年度から平成31年度)

施策概要

第4章 課題解決への戦略プロジェクト

第3節 4つの戦略プロジェクト

- ◆雇用創出プロジェクト ~働く場所を確保し、安定した雇用を創出する
- ◆交流促進プロジェクト ~七ヶ宿町への移住・定住の流れをつくる
- ◆若者定住支援プロジェクト 〜若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ◆まちの魅力・活力プロジェクト~時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとと もに、 地域と地域を連携する

第5章 基本目標、具体的な施策

第1節 雇用創出プロジェクト

雇用創出プロジェクトでは、売れる地域特産品の開発や森林再生による新事業の創出、 道の駅、ダム周辺を拠点にした経済循環により、地域経済を活性化し、雇用を創出します。

第2節 交流促進プロジェクト

交流促進プロジェクトでは、山村文化研究の実践と活用や交流人口拡大に向けた拠点整備、及び営業力と情報発信力の強化により、観光入込客数を含む交流人口の拡大を図り、 交流から移住へ、移住から定住への流れをつくります。

第3節 若者定住支援プロジェクト

若者定住支援プロジェクトでは、便利で魅力ある定住環境の整備や子育て環境の充実、 若者の出会い機会の拡充により、若い世代が住みやすい環境整備を推進する。

(3) 具体的な施策

担い手住宅建設、宅地分譲事業(農林建設課)

- ・若者が定住、移住に魅力を感じるよう、担い手住宅の建設や宅地の分譲等の事業を 推進する。
- ・宅地分譲にあたっては、瀬見原地内宅地の未利用地の買戻しを行い、地域コミュニ ティの活性化に資する。

第4節 まちの魅力・活力プロジェクト

まちの魅力・活力プロジェクトでは、安全で安心な地域社会の構築、暮らしの応援体制 の整備、及び元気な地域づくりを推進します。

2. 施設の将来利用における基本的な方向

(1)現状や課題に関する基本認識

① 公共施設の大規模改修・建替え等への対応

今後40年間に公共施設及びインフラ資産の改修並びに更新にかかる費用の総額は、約451億円で、年間にかかる費用は約11.3億円、年平均で約8.4億円が不足すると見込まれます。財政状況等を鑑みると、大規模改修・建替え等への投資継続は困難になると予想されます。

また、大規模改修・建替え等の費用が特に多くなる年があり、年度毎の支出にバラツキが生じてくると予測されることから、このような状況を回避するには、大規模改修や建替え等の時期を計画的に検討していくことが重要です。

将来必要となる費用の全体を見通しながら、施設の改修や更新の優先順位を検討し、計画的に施設の統廃合や用途転用、複合化、集約化、そして維持管理・運営手法等について 改めて検討する必要があります。

② 人口減少・少子高齢化社会への対応

人口ビジョンの将来展望によれば、国の推計では明らかな減少傾向にありますが、出生率の上昇や子育て世帯の転入、さらに学生やリタイア組のUターンも合わせた場合、平成52年(2040年)の目標人口を1,062人としています。人口減少と少子高齢化が進行していくと予想されますが、人口規模を踏まえた適正な公共施設の総量を検討しながら、財政面、福祉サービス等を維持するためにも町の総合戦略を効果的に施行する必要があります。

③ 財政状況への対応

今後、人口の減少に伴い町税収入等一般財源の減少が予想される一方、少子高齢化に伴う扶助費等の増加が見込まれ、公共施設の維持管理のための財源確保は、さらに厳しくなるものと考えられます。

今後は中長期的、全庁的な視点から、計画的・戦略的に公共施設の再編・管理に取り組む必要があります。現在、公共施設の情報管理は、当該施設の管理運営を担う各担当課が行っていますが、今後は、計画的・戦略的な公共施設管理を推進する上で情報を一元管理し、より効率的な管理・運営を推進する組織体制の構築を図る必要があります。

また、ふるさと創生総合戦略にある具体的なプロジェクトを評価検証しながら機動的・ 積極的に展開することが大切です。

(2)公共施設等の管理に関する基本的な考え方

現状や様々な課題に関する基本認識と人口構成等の地域特性や住民ニーズを踏まえながら、全庁的、長期的な視点に基づき、公共施設の適切な管理・運営、さらに安全で快適な利用環境を実現するため、以下の3つの視点から町民が必要とする行政サービスの維持・向上を図ることを基本方針とします。

① 供給量の適正化

将来の人口の動向や財政状況を踏まえ、施設総量や延床面積の縮減を 図り、公共施設のコンパクト化(統合、廃止及び取壊し等)及び、維持 継続する施設の長寿命化を推進し、「供給量の適正化」を図ります。

② 既存施設の有効活用

既存施設は、老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえ、今後も継続していく必要がある施設については、計画的な修繕・改善による施設の品質の保持や機能の改善に努め、「既存施設の有効活用」を図ります。また、利用状況や耐用年数を踏まえ、施設の統廃合についても併せて検討します。

③ 効率的な管理・運営

情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、全庁的な推進体制の確立並びに民間活力の導入の検討等により、「効率的な管理・ 運営」を推進します。 具体的には、以下の供給・品質・財務に関する方針に基づき、公共施設等の総合的、計画的な管理を推進します。

① 供給に関する方針

● 施設総量の適正化

関連計画や重点施策との整合性や住民ニーズ等を踏まえ、人口等の社会環境の変化や財政状況、費用対効果を考慮し、必要なサービスの水準を確保しながら施設総量の適正化を推進します。

● 機能の複合化等による効率的な施設の配置

住民サービスを継続する上で廃止できない施設は、周辺施設の立地や利用者の状況を踏まえ、機能の複合化や更新等により、効率的な施設の配置及び住民ニーズの変化への対応を検討します。

② 品質に関する方針

● 計画的な長寿命化の推進

建築年代の古い施設については、大規模改修の検討と併せ、長期的な修繕計画の策定や点検等を強化し、計画的・適切な維持管理を推進しながら、必要に応じて施設の長寿命化を検討します。

● 予防保全の推進

日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努め、点検結果を踏まえた修繕や小規模改修の実施により予防保全を推進します。

③ 財務に関する方針

● 維持管理費用の適正化

現状の維持管理にかかる費用や需要等の費用対効果を分析し、維持管理費用 や施設利用料等の適正化について検討します。

● 長期的費用の縮減と平準化

大規模改修・建替え等の費用の縮減と更新時期の集中化を避けることにより、財政支出の縮減と平準化を図ります。

● 民間活力の導入

指定管理者制度をはじめ PPP や PFI 等の手法を活用し、施設の整備や管理・ 運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上 を努めます。

3. 公共施設等の管理に関する方針

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設の点検・診断にあたっては、建設時から経過した年月により、その対処方法が 異なります。

そのため、公共施設を建設時期により「旧耐震基準建築物」、「新耐震基準建築物(前期)」、「新耐震基準建築物(後期)」の3つに分類し、それぞれの分類における、点検・診断の実施方針を整理します。

建築物の分類	要件	
①旧耐震基準	昭和 56 年以前の旧耐震基準で建築された施設で、建築後 35 年以上	
① 中間	が経過している施設とします。	
②共型電井海 (光和)	新耐震基準に適合し、昭和57年から平成12年までに建築された施	
②新耐震基準(前期) 	設で、建築後 16 年から 34 年経過した施設とします。	
③新耐震基準(後期)	新耐震基準に適合し、平成 13 年以降に建築された施設で、建築後	
[③利 III] 辰本华(夜州) 	15年以内の施設とします。	

注)改修によるマンションの再生手法に関するマニュアル (H22.7 改訂) 国土交通省 参照 大規模修繕の一つでもある躯体改修工事や外壁塗装の修繕周期は建設後概ね 10 年~15 年が目安とされ ていることから建築後 15 年以内の施設は「新耐震基準(後期)」とし、16 年以上経過した建築物を「新 耐震基準(前期)」と設定した。

		これらの施設は、旧耐震基準で建築されていることから、建物の安
	1)旧耐震基準	全性が確保されているか否かという点が重要です。そのため、必要
		に応じて耐震診断を実施し、安全性の確保に努めます。また、既に
	建築物 	耐震化済みの施設や耐震性を保有する施設は、機能の維持向上に留
		意して点検・診断を行います。
		新耐震基準の建築物のうち、昭和50年代に建築された施設は建築後
《公共施設》	2)新耐震基準	概ね30年が経過し、既に大規模改修の実施時期を迎えています。そ
設》	建築物(前期)	のため、今後は劣化状況を把握するとともに、情報の一元管理を進
		め、大規模改修の実施を検討します。
		これらの施設は、建築後の経過年数も短く、施設の整備水準が比較
	3)新耐震基準	的高い施設が多いものと想定されます。そのため、長期使用を前提
	建築物(後期)	として、日常点検、定期点検の実施により劣化状況の把握に努め、
		建築後 15 年を目安に劣化調査等を実施し予防保全を図ります。
		インフラ資産は、町の基盤となる施設であることから、施設の性能
		を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるよう、「事後保全」か
		ら「予防保全」への転換を図ります。
《イン	/フラ資産》	そのため、定期的な点検・診断結果に基づき必要な措置を行うとと
		もに、施設の状態や様々な対策の履歴情報を記録し、次期点検・診
		断に効率的に活用できるメンテナンスサイクルを構築し、継続的に
		取り組みます。

(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針

	# 技禁理光がに放送された的に禁理し 利恵的 恐恵的に行るとし
	維持管理並びに修繕を統括的に管理し、計画的・効率的に行うこと
	により、維持管理・修繕費を削減し、点検・修繕、小規模改修等に
	よる予防保全に努め、建替え等に係る負担を軽減しながら建物の長
	寿命化に努めます。さらに建替え等に係る更新費用が集中すること
《公共施設》	のないように計画的に更新等を行うことにより、財政支出の平準化
《公共旭政》	を図りながら建物に係る全体の費用の縮減に努めます。
	施設の更新にあたっては、人口の動向や住民ニーズ、周辺施設の立
	地状況等を踏まえ適正な規模を検討するとともに、機能の複合化や
	減築を検討し、効率的な施設の配置を目指すとともに、省エネ対応
	機器の導入等、トータルコストの縮減に努めます。
《インフラ資産》	インフラ資産は、費用対効果や経済波及効果を考慮して、新設及び
	維持保全をバランスよく実施します。また、施設の整備や更新にあ
	たっては、個別のインフラ長寿命化計画の内容を踏まえ、長期にわ
	たりメンテナンスしやすい材質を使用するなどの改善を図ります。

(3)安全確保の実施方針

	日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努めます。さ
	らに、災害時に避難所等の防災機能となる公共施設もあることから、
	点検の結果をデータベース化し、危険性が認められた施設について
《公共施設》	は、施設の利用状況や優先度を踏まえながら計画的な改善・更新等
《公共應政》	により、機能の維持継続を検討します。
	また、老朽化により供用廃止された施設や、今後とも利用見込みの
	ない施設については、周辺居住環境等への影響を考慮し、取壊し、
	除却するなど、安全性の確保を図ります。
《インフラ資産》	点検・診断等の実施方針を踏まえ、「予防保全」を進めながら各イン
	フラ資産の安全性の確保に努めます。

(4)耐震化の実施方針

	現在、本町の避難場所となる学校教育施設等は耐震改修が概ね完了
《公共施設》	あるいは新耐震基準に基づき不要となっていますが、一部、公民館
	等は耐震診断、耐震改修が未実施のものもあり、防災上必要な施設
	は、それらを計画的に実施し、耐震化率の向上を目指します。
	インフラ資産は利用者の安全性確保や安定した供給が行われること
《インフラ資産》	が極めて重要です。そのため、各インフラ施設の特性や緊急性、重
	要性を踏まえ、点検結果に基づき計画的に耐震化を推進します。

(5) 長寿命化の実施方針

	今後も継続する施設については、定期的な点検や修繕による予防保
《公共施設》	全に努め、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。
《公共應政//	今後策定する個別の施設に関わる長寿命化計画については、本計画
	と整合を図ります。
	インフラ資産については、今後の財政状況や社会情勢を踏まえ、予
	防保全により、大きな損傷とならないように健全な状態を維持し、
	長寿命化を図りライフサイクルコストを縮減します。そのため、構
// ノンフニ次本	造物の状態を客観的に把握・評価し、優先順位を考慮しながら定期
《インフラ資産》	的な点検や修繕による適正な維持管理を行います。
	また、橋梁については、策定済みの「橋梁長寿命化修繕計画」の内
	容を踏まえ、必要に応じ適宜見直しを図りながら、長寿命化を実施
	します。

(6)統合や廃止の推進方針

《公共施設》	施設の整備状況、利用状況、運営状況、費用の状況を踏まえ、施設を継続する場合であっても、必要に応じて施設の統合や廃止、用途転用や規模縮小等を検討します。 検討するにあたっては、住民のニーズ、人口動向、施設の有効活用等を踏まえ、費用対効果の検討も行い、「継続」、「転用・統廃合」、「廃止・取壊し」等の方向付けを行います。
《インフラ資産》	インフラ資産は、今後の社会・経済情勢の変化や住民ニーズを踏ま えながら、財政状況を考慮し、中長期的な視点から必要な施設の整 備を計画的に行います。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 施設類型ごとの管理に関する方針

これまで整理した現状や課題、関連計画等を踏まえ、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を以下のとおりとします。

表 5.1.1 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

<公共施設>

No	用途	現状及び課題等	町の基本方針 将来の施設利用検討(案)		
1	町民文化系施設	・集会施設には横川集落センター 活性化センター等の2施設、公 民館等には干蒲公民館、湯原コ ミュニティーセンター等の6施 設が存在します。 ・ほとんどの施設が地域防災計画 に定められた避難所であり、定 期的な維持補修が必要です。	・集会施設、公民館等の8施設を継続的に利用します。 ・日常点検、定期点検等を実施し、予防保全に努め、計画的な維持管理を推進し、長寿命化に努めます。 ・更新費用が集中することのないように計画的に施設の更新等を行うことにより財政支出の平準化を図り、費用の縮減に努めます。		
2	社会教育系施設	・博物館、資料館等として水と歴 史の館が存在します。 ・延床面積の比較的大きな施設で す。	・継続的に利用します。 ・日常点検、定期点検等を実施し、予防保全に努め、計画的な維持管理を推進し、長寿命化に努めます。		
3	スポーツ・レクリエーション施設	・運動施設には町民プール、スキー場等の3施設、体育館には峠田体育館の1施設が存在します。 ・スキー場関連の建物が多く、建築後30年以上を経過している施設や、まもなく大規模改修時期を迎えるものもあります。	・運動施設、体育館の4施設を継続的に利用します。 ・更新費用が集中することのないように計画的に施設の更新等を行うことにより財政支出の平準化を図り、費用の縮減に努めます。 ・日常点検、定期点検等を実施し、予防保全に努め、計画的な維持管理を推進し、長寿命化に努めます。		

No	用途	現状及び課題等	町の基本方針 将来の施設利用検討(案)		
4	産業系施設	・研修所等には木工加工場の1施設、商業施設には総合交流促進施設、七ヶ宿ダム展望台レストハウス、農林産物直売施設等の4施設、農業系施設にはライスセンター、山菜加工場等の7施設が存在します。	 ・施設の利用実態や老朽化により、農業系施設のうち、育苗センター、椎茸乾燥場、乙女百合バイオセンターの3施設と町営牧場の看視舎を廃止します。 ・施設を継続する場合であっても、必要に応じて施設の統合や廃止、用途転用や規模縮小等を検討します。 ・更新費用が集中することのないように計画的に施設の更新等を行うことにより財政支出の平準化を図り、費用の縮減に努めます。 ・日常点検、定期点検等を実施し、予防保全に努め、計画的な維持管理を推進し、長寿命化に努めます。 		
5	学校教育系施設	・小学校には七ヶ宿小学校、湯原 小学校の2施設、中学校には七 ヶ宿中学校の1施設、高等学校 には白石高等学校七ヶ宿分校の 1施設、その他には学校給食調 理場の1施設が存在します。 ・小中学校は、地域防災計画に定 められた避難所であり、定期的 な維持補修が必要です。 ・七ヶ宿小学校(新校舎)は平成 26年に大規模改修を実施済みで す。	・施設の利用実態や老朽化により、小学校のうち、住民のニーズや施設の有効活用等を踏まえ、費用対効果の検討も行い、湯原小学校の用途を転用し、その他の学校は継続的に利用します。 ・災害時に避難所等の防災機能となる施設もあり、危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえ、維持継続を図ります。 ・更新費用が集中することのないように計画的に施設の更新等を行うことにより財政支出の平準化を図り、費用の縮減に努めます。		
6	子育て支援施設	・保育所として関保育所、湯原保育所の2施設が存在します。 ・関保育所は建築後34年、湯原保育所は建築後27年経過しており、大規模改修の対応が求められています。	・保育所の2施設を継続的に利用します。 ・更新費用が集中することのないように 計画的に施設の更新等を行うことによ り財政支出の平準化を図り、費用の縮 減に努めます。		

No	用途	現状及び課題等	町の基本方針 将来の施設利用検討(案)		
7	保健・福祉施設	・保健施設には保健センターの 1 施設、福祉施設には高齢者生活福祉センターの 1 施設が存在します。 ・高齢者生活福祉センターは、延床面積が比較的大きな施設です。	・保健センター、高齢者生活福祉センターの2施設を継続的に利用します。 ・日常点検、定期点検等を実施し、予防保全に努め、計画的な維持管理を推進し、長寿命化に努めます。		
8	医療施設	・医療施設として国保湯原診療所、 国保関診療所の2施設が存在します。 ・国保湯原診療所が建築後27年、 国保関診療所が建築後23年経 過しており、大規模改修に向けた計画的な備えが必要です。	・町にとって重要な医療施設であるため継続的に利用します。・日常点検、定期点検等を実施し、予防保全に努め、計画的な維持管理を推進し、長寿命化に努めます。		
9	行政系施設	・庁舎等として役場本庁舎、開発 センターの 2 施設が存在しま す。 ・役場本庁舎、開発センターはい ずれも建築後 40 年以上経過し ており、耐震改修が行われてい ます。	・役場本庁舎、開発センターの2施設を継続的に利用します。 ・災害時には防災拠点や避難所等の防災機能を持つため、計画的な改善・更新等により、機能の維持継続を検討します。		
10	町営住宅	・町営住宅として北瀬見原公営住宅や南瀬見原公営住宅等の 11 施設が存在します。 ・北瀬見原公営住宅は建築後 30 年以上経過しているため、計画的な大規模改修が必要です。	・北瀬見原公営住宅、南瀬見原定住化促進住宅ホープ I は建替え、関定住促進住宅 1 号棟は転用、南瀬見原公営住宅並びに南瀬見原定住化促進住宅ホープⅡは継続的に利用しますが、南瀬見原公営住宅特公賃等のその他の町営住宅は廃止します。 ・更新費用が集中することのないように計画的に施設の更新等を行うことにより財政支出の平準化を図り、費用の縮減に努めます。		

No	用途	現状及び課題等	町の基本方針 将来の施設利用検討(案)		
11	公園	・公園として青少年旅行村やオートキャンプ場等の5施設が存在します。 ・青少年旅行村は昭和50年頃に建築された施設が多く、大規模改修等が必要です。	・青少年旅行村は、利用状況、運営状況、 専用の状況を踏まえ、用途転用を検討します。 ・オートキャンプ場については継続的に利用します。 ・継続する場合であっても施設の有効活用等を踏まえ、必要に応じて統合や廃止、用途転用や規模縮小等を検討します。		
12	供給処理施設	・下水道施設には公共下水道(関 浄化センター)の2施設、簡易 水道施設には関簡易水道浄水 場、滑津簡易水道滅菌室等の11 施設が存在します。 ・簡易水道施設は昭和50年代に建 築された施設が多く、建築後40 年以上経過しているものもあ り、計画的な大規模改修が必要 です。	・峠田簡易水道低区配水池は廃止とし、 その他の施設は継続的に利用します。 ・更新費用が集中することのないように 計画的に施設の更新等を行うことによ り財政支出の平準化を図り、費用の縮 減に努めます。 ・日常点検、定期点検等を実施し、予防 保全に努め、計画的な維持管理を推進 し、長寿命化に努めます。		
13	その他	・地区消防施設には滑津 消防施設、横川 消防施設(消防ポンプ格納庫)等の10施設、その他として格納庫(町営バス)、防雪センター(管理棟)等の24施設が存在します。 ・昭和22年建築の移住定住支援センターは、平成28年に大規模改修が行われています。	・横川消防施設(団員詰所)を廃止とし、 その他の施設は継続的に利用します。 ・更新費用が集中することのないように 計画的に施設の更新等を行うことによ り財政支出の平準化を図り、費用の縮 減に努めます。 ・日常点検、定期点検等を実施し、予防 保全に努め、計画的な維持管理を推進 し、長寿命化に努めます。		

<インフラ資産>

No	種別	現状及び課題等	町の基本方針 将来の施設利用検討(案)
1	道路・橋梁	(道路) ・道路延長:108,682m 面積:933,470m² (橋梁) ・施設数:58橋 (延長1,966m、面積9,805.8m²) ・整備後30年以上経過している橋梁の割合は、全体の45.5%を占めています。 ・長寿命化修繕計画を策定し、定期点検を実施し、予防保全に努めています。	・道路は、事後における補修・修繕から、 計画的かつ予防保全型維持管理に転換 し、維持管理・更新費用の平準化に努 めます。 ・橋梁は、長寿命化修繕計画に基づき計 画的な対策を実施します。
2	簡易水道	 (簡易水道) ・管路延長:59,879m ・整備後30年以上経過した管路が延長約47,005mにおよび、全体の78.5%を占めています。 ・老朽化している水道施設の更新が必要です。 	・老朽化した施設は、漏水防止や安定供給等のために計画的な更新を進めるとともに、人口動向や将来の水需要の動向を踏まえながら、適正な施設能力の確保に努め、安定した水の供給を確保します。 ・施設の整備や更新にあたっては、長期にわたりメンテナンスしやすい材質を使用するなどの改善を図ります。
3	下水道	(下水道) ・管路延長:37,440m ・下水道普及率:97 % ・全体の約93%におよぶ34,833m が整備後20年から29年が経過しています。	・定期的な点検・診断結果に基づき必要 な措置を行い、効率的なメンテナンス サイクルを構築します。

2. 公共施設の投資的経費削減の試算

ここまでの方針に基づき、将来の公共施設の利活用(廃止・取壊等)を想定した場合、40年間総額で175.9億円、年平均は4.4億円となり、年平均0.2億円の投資的経費の削減を見込むことが可能となります。

しかし、40年間の更新費用の年平均約4.4億円は、過去5年間の平均投資的経費(約2.3億円)の約1.9倍であり、より一層の経費削減が必要となります。

【試算結果】

○年更新費用: 4.4 億円(40年間総額175.9億円/40年間)

○削 減 額: 4.6億円-4.4億円=0.2億円 ○年 平 均: 2.3億円-4.4億円=-2.1億円

表 5.2.1 投資的経費削減を見込んだ今後 40年間の改修・更新等にかかる将来費用試算(億円)

項目名	計	平成 29~38 年	平成 39~48 年	平成 49~58 年	平成 59~68 年
公共施設	175. 9	53. 5	40. 9	38.6	42.8

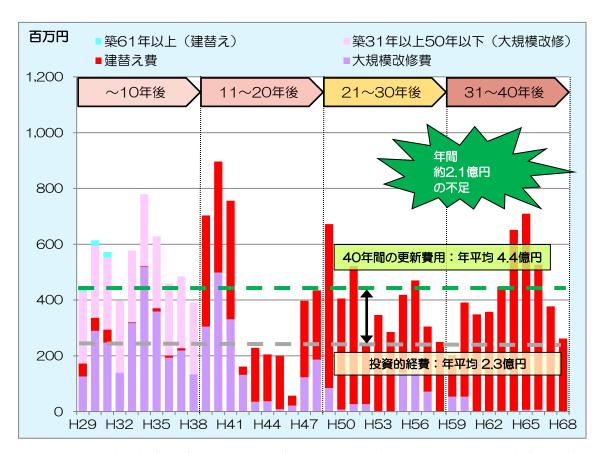


図 5.2.1 投資的経費削減を見込んだ今後 40 年間の改修・更新等にかかる将来費用試算

第6章 計画の推進体制

本計画を着実に推進していくため、以下の体制で取り組みます。

1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

(1)全庁的な取組体制の構築

施設の維持管理費や稼働率などの情報は、公共施設管理を推進するうえで非常に重要な 基礎データです。しかし現在、町では公共施設の情報管理は、当該施設の管理運営を担う 各担当課が行っており、全庁的な状況の把握が難しい状態です。

このため、本計画の推進にあたっては、総資産量を把握し、全体を一元的に管理できる 組織体制を構築し、効率的な公共施設の管理・運営を図ります。

(2)情報管理・共有

基礎データは、施設の利用状況や人件費・修繕費等の維持管理費用、定期点検結果等を一元的に把握できるものとします。その上で各施設の長寿命化計画策定のための基礎情報としての活用や余剰施設の抽出、施設の統廃合等に向けた検討を進め、固定資産台帳等との連携を図り、全庁的な管理・運営に努めます。

2. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

(1)町民との情報共有と協働体制の構築

公共施設等の総合的な管理の推進ためには、町民が利用する施設の規模等の縮小や廃止等も視野に入れた検討を伴うことから、町民に理解していただくことが重要です。

そこで広報紙やホームページ等を活用した計画の進捗状況の報告や広報、シンポジウム 等の開催により、公共施設の利活用に関する情報や課題の共有を推進します。

また、町民から広く意見を募り、公共施設等の総合的な管理に反映させる仕組みや、町民との協働による公共施設の維持管理のあり方について検討します。

(2)職員の技術力確保、意識向上

職員一人一人が公共施設等のマネジメント推進の意義を理解し、意識を持って取り組む ことにより住民サービスの向上を図ります。

また、技術職員が施設の点検要領等を十分に理解し、委託業者の点検結果を適切に評価できるよう、必要な技術力を身につける機会を確保します。

(3) 民間活力の活用体制の構築

公共施設等の総合的な管理を推進する上で、「運営経費の適正化」、「町民サービス水準の維持・向上」を両立させていくことが重要です。現在も一部施設で指定管理者制度、管理委託制度を導入していますが、今後も、PPPやPFIの導入により民間企業の資金や手法を活用し、事業の効率化や町民サービスの充実を図るための体制の構築を目指します。

3. フォローアップの実施方針

本計画を着実に進めていくため、次のPDCAサイクルを実施します。

「PLAN (計画)」では、上位・関連計画を踏まえながら本計画の策定を行い、「DO (実施)」では本計画に基づき、点検・診断の実施並びに結果の蓄積等による情報管理や再編・再配置の実施方針の策定及び推進等による公共施設等のマネジメントを庁内横断的に実施します。

その後も「CHECK (検証)」として、施設データベースの活用等により定期的に評価・検証を行い、「ACTION (改善)」では、評価・検証の結果、機能の低下や利用者の減少等が認められた場合には、それらの結果を踏まえ費用の削減や機能の更新等を実施します。

また、必要に応じて改めて「PLAN (計画)」を見直します。

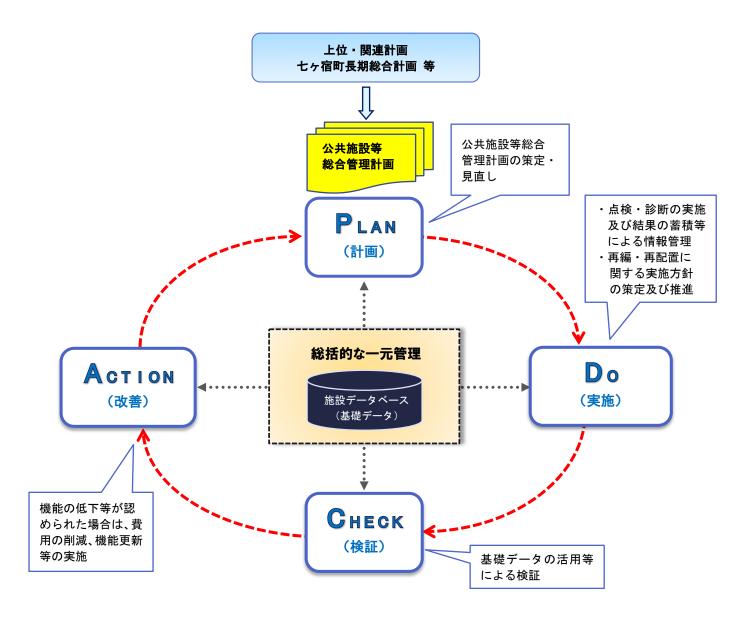


図 6.3.1 フォローアップの実施イメージ